

議 事 日 程 (第1号)

令和元年6月18日(火曜日)午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 例月出納検査結果報告
日程第4 平成30年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第5 議員派遣の件
日程第6 一般質問
日程第7 議案第27号 東白川村税条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第28号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第29号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第30号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第31号 東白川村定住促進条例の一部を改正する条例について
日程第12 議案第32号 令和元年度東白川村一般会計補正予算(第2号)
日程第13 議案第33号 令和元年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第14 議案第34号 令和元年度東白川村簡易水道特別会計補正予算(第1号)
日程第15 議案第35号 令和元年度東白川村下水道特別会計補正予算(第1号)
日程第16 議案第36号 令和元年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第2号)
日程第17 発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
日程第18 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員(7名)

1番	安江真治	2番	安保泰男
3番	安江健二	4番	今井美和
5番	今井美道	6番	桂川一喜
7番	樋口春市		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	教育長	神戸誠
参事	安江誠	総務課長	伊藤保夫
村民課長	今井明德	産業振興課長	今井稔
地域振興課長	桂川憲生	建設環境課長	有田尚樹
教育課長	安江任弘	保健福祉課長	安江透雄

国保診療所
事務局長 河田 孝
監査委員 安江 弘 企

会計管理者 今井 英 樹

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 安江 由 次

◎開会及び開議の宣告

○議長（樋口春市君）

ただいまから令和元年第2回東白川村議会定例会を開会します。

現在の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、5番 今井美道君、6番 桂川一喜君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（樋口春市君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの4日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月21日までの4日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（樋口春市君）

日程第3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

令和元年6月18日、東白川村議会議長 樋口春市様。東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井美道。

例月出納検査結果報告。

平成31年2月分、3月分及び4月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成31年2月分、3月分及び4月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成31年3月26日、4月24日及び5月28日。

3. 検査の結果 平成31年2月末日、3月末日及び4月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎平成30年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（樋口春市君）

日程第4、平成30年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、提案者の報告を求めます。

会計管理者 今井英樹君。

○会計管理者（今井英樹君）

令和元年6月18日、東白川村議会議長 樋口春市様。東白川村長。

平成30年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条第1項の規定により平成30年度東白川村繰越明許費を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

この件につきましては、3月議会に提出しました補正予算の中で繰越明許費についても議決をいただいているところでございますが、今回、地方自治法の規定により、改めまして財源を含めて報告させていただくものでございます。

1 ページはねていただきまして、平成30年度東白川村繰越明許費繰越計算書。

一般会計。

2 款 1 項、第五次総合計画策定事業、金額 6 万 5, 000 円、翌年度繰越額 3 万 1, 000 円、一般財源 3 万 1, 000 円。これは、第五次総合計画書（令和版）を作成するための経費となります。

2 款 1 項、CATV情報通信基盤施設FTTH整備事業、金額 4 億 1, 605 万 3, 000 円、翌年度繰越額 4 億 77 万 9, 000 円、国庫支出金 1 億 5, 746 万 1, 000 円、村債 2 億 3, 770 万円、一般財源 561 万 8, 000 円。これは、全村光ファイバー化整備事業に係る経費となります。

4 款 1 項、保健衛生総務費一般事業、金額 7 億 3, 533 万円、翌年度繰越額 3 億 390 万円、村債 3 億 390 万円。これは、国保診療所特別会計への繰入金に係る経費となります。

4 款 1 項、一般廃棄物対策事業、金額 4, 405 万 7, 000 円、翌年度繰越額 897 万 6, 000 円、村債 880 万

円、一般財源17万6,000円。これは、パッカー車1台分の購入に係る経費となります。

6款2項、農業振興費各種補助金事業、金額687万3,000円、翌年度繰越額22万円、県支出金15万8,000円、一般財源6万2,000円。これは、被災農業者向け経営体育成支援補助に係る経費となります。

8款2項、道路橋梁維持事業、金額6,390万6,000円、翌年度繰越額611万6,000円、村債300万円、一般財源311万6,000円。これは、村道修繕、それから日照木、神矢線道路改良工事に係る経費となります。

1枚はねていただきまして、8款2項、社会資本整備総合交付金事業、金額3,300万円、翌年度繰越額578万円、国庫支出金330万円、村債220万円、一般財源28万円。これは、杉林線道路改良工事に係る経費となります。

8款3項、住宅管理費、金額925万1,000円、翌年度繰越額456万円、一般財源456万円。これは、曲坂住宅塗装工事、シロアリ駆除に係る経費となります。

10款2項、小学校施設営繕費、金額2,813万円、翌年度繰越額1,990万6,000円、国庫支出金364万9,000円、村債1,610万円、一般財源15万7,000円。これは、普通教室7室にエアコンを整備するための経費となります。

10款3項、中学校施設営繕費、金額1,543万8,000円、翌年度繰越額1,135万2,000円、国庫支出金208万5,000円、村債910万円、一般財源16万7,000円。これは、普通教室4室にエアコンを整備するための経費となります。

計13億5,210万3,000円、翌年度繰越額7億6,162万円、国庫支出金1億6,649万5,000円、県支出金15万8,000円、村債5億8,080万円、一般財源1,416万7,000円。

令和元年6月18日提出、東白川村長。

また1枚はねていただきまして、簡易水道特別会計。

2款1項、簡易水道建設事業（単独事業）、金額1,194万2,000円、翌年度繰越額531万6,000円、その他346万5,143円、一般財源185万857円。これは、大明神農道水道管布設がえ工事に係る経費となります。

計は省略させていただきます。

令和元年6月18日提出、東白川村長。

1枚はねていただきたいと思えます。

国保診療所特別会計。

6款1項、医療福祉ゾーン整備事業、金額6億7,420万6,000円、翌年度繰越額3億9,651万8,000円、国庫支出金634万9,000円、その他3億7,283万1,000円、一般財源1,733万8,000円。これは、国保診療所及び老健施設建設工事に係る経費となります。

計は省略させていただきます。

令和元年6月18日提出、東白川村長。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成30年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎議員派遣の件

○議長（樋口春市君）

日程第5、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 今井美道君。

○議会運営委員長（今井美道君）

議員派遣の件について御説明をいたします。

令和元年6月18日、次のとおり、議員を派遣いたします。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順で読み上げをいたします。

みのりの郷総会、地場産業の振興に資する。東白川村役場、令和元年6月19日、安保泰男議員。

加茂郡消防操法大会、消防団の活性化に資する。富加町、令和元年6月23日、議員全員。

可茂土木との懇談会、産業の活性化に資する。東白川村内、令和元年6月26日、議員全員。

「日本で最も美しい村」連合総会、他市町村との交流及び議員の研さんに資する。奈良県吉野町、令和元年6月27日から6月29日、安江真治議員。

学校保健会総会、教育振興に資する。東白川中学校、令和元年6月27日、桂川一喜議員。

P T A地区懇談会、教育振興に資する。東白川村内、令和元年6月27日、議員全員。

少年の主張大会&ふれあいコンサート、教育振興に資する。小学校体育館、令和元年7月2日、議員全員。

濃飛横断自動車道（下呂白川線）総会、産業の活性化に資する。岐阜市、令和元年7月8日、今井美道。

三市一村議会委員会合同会議幹事会、下呂市、郡上市、中津川市との交流に資する。中津川市、令和元年7月12日、安保泰男議員、今井美道。

東白川夏祭り、地域の活性化に資する。中川原水辺公園、令和元年8月14日、議員全員。

市町村議会議員セミナー、議会議員の研さんに資する。岐阜市、令和元年8月26日、議員全員。裏面になります。

以下は既に議長決裁で議員派遣が行われていますので、読み上げはいたしません。書面の確認をいただきたいと思えます。

以上で、議員派遣の件の報告を終わります。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決、承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の件の内容について、変更の必要が生じた場合は変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（樋口春市君）

日程第6、一般質問を行います。

通告者は5名です。

通告順に質問を許可します。

4番 今井美和君。

〔4番 今井美和君 一般質問〕

○4番（今井美和君）

おはようございます。

令和になり、初の一般質問をさせていただきます。

一問一答方式にて、2項目7点について伺います。

初めに、新年度の行政の体制について伺います。

平成から令和となり、新時代に期待が高まる日本です。

村では、先日、村の4大イベントの一つである令和元年「つちのこフェスタ」が過去最高来場者を迎え、盛大に行われ、新たな時代の幕あけをいたしました。行政の体制では、教育長初め参事、課長、職員の異動、そして新職員は2カ月がたち、仕事になれたころだと思えます。

まず、1つ目の質問です。

新年度、そして5月1日から新元号となりましたが、行政の体制はトラブルなく移行できたか、また令和元年、特に力を入れたい政策を村長に伺います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美和議員の質問にお答えをします。

新年度の行政の体制、これはトラブルなく移行できたか、そして令和元年、特に力を入れたい政策についてお尋ねがございました。

役場全体、教育委員会も含めて新人事体制について、これについては職員の努力もあって順調に滑り出しができたと思っております。

しかし、これは当然のこととございまして、人がかわったから何かができなくなったということは行政には許されないことだと考えております。むしろ、事務の所管の変更に伴う戸惑い等はあったこととは思いますが、4月以降、幾つかの不測の事態がございましたが、新しい体制、メンバーで、これに対して適切にその解決に向けて対処できておると思っております。

令和元年度に特に力を入れたい政策についてのお尋ねでございますが、3月定例会の新年度予算に関する村長説明書のとおりではございますが、いま一度、幾つかのことをあえて申し上げたいと思います。

1つ目は、診療所、老健施設の建設の完成と新施設へのスムーズな移行並びに新施設完成を機に、より一層の医療と福祉のサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、CATVの光化事業の完成、これを活用した新しい人口対策事業の展開でございます。

3番目は、低迷を続ける白川茶の生産から流通までの一貫した改革の実施、これは2年度目になりますので、しっかりとした結論を得てまいりたいと思っております。

4番目は、公共施設の長寿命化と、これに関する幾つかの関連事業がございます。これらをしっかりと将来を見据えてやっていきたいと考えております。

5番目は、移住・定住対策、人口対策の促進でございます。

6番目は、災害対策の充実でございます。

これらのことは、当然ながら必要欠くべからずの事業として総合計画に上げて、しっかりと今年度推進をしなければならない事業と考えてございます。

もちろん、このほかにも村が行っております村民生活に密着した全ての事業について同じレベルで重要と考えながら、今年度も事業を進行してまいりたいと考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

特に力を入れたい政策を伺いましたが、診療所の老健の完成は村民皆様、待ちに待っております

し、光ファイバーは、今とても重たい状態なんですけれども、2020年1月には完成ということで、とても期待しております。

そして、村長は今言われなかったんですけれども、11月には立村130周年イベントがございますが、今、私たち議員は缶バッジをつけておりますが、この缶バッジを村民の方が見て、これはどこで買えるんだ、どこでもらえるんだという問い合わせがあるんですけれども、こういうものはどこでもらったらいいのかというのはわかりますでしょうか。

○議長（樋口春市君）

参事 安江誠君。

○参事（安江 誠君）

これは非売品で、売り物ではございませんので、こちらのところで任意議員のところに配付をさせていただいているものでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

村民のみんなで130周年イベントを盛大に行われたらいいと思いますので、皆さんに周知を進めていきたいと思えます。

次の質問に移ります。

新しく就任されました教育長は、以前教職員という立場で子供たちの教育に携わってこられました。この私も中学のとき、英語を教えていただきました。ふがいない成績で申しわけございませんでした。

今年度からは教育長として、村のさらなる教育の向上に力を入れていっていただきたいと思えます。教育長となり、子供たち、また村民の皆様にとどのような教育環境をつくっていききたいと思われているか、教育長にお伺いします。

○議長（樋口春市君）

教育長 神戸誠君。

○教育長（神戸 誠君）

今井美和議員の御質問にお答えします。

御質問は、教育長としての所信を尋ねておられると受け取っています。議会の場で所信表明の機会を与えていただいたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

教育長に就任してから2カ月半ほどたちました。わかってきたこと、まだわからないこと、両方とも多々あります。新しいことを知ることは楽しいということを感じながら、毎日務めさせていただいております。

さて、御質問のどのような教育環境をつくりたいかということに対し、大上段に振りかぶって申し上げれば、東白川村教育大綱の基本理念である「元気な育ちと学びの場・楽しい生涯学習活動を

創出する東白川村教育」を推進していくことや、村の教育目標でもあります「村を愛し、よりよい生涯と社会を築くために、心豊かにたくましく生きる人間性の育成」の具現を図ることが自分に課せられた任務であり、やりたいことでもあります。

そのための方策を今この場で逐一説明しておりますと、とても時間が足りませんので、本日は喫緊の課題と、重要性があつて私が優先的に取り組みたいと考えていることに絞ってお話しさせていただきます。

まず、子供たちに対する教育環境整備への思いですが、これは4月の広報ひがししらかわにも掲載させていただきましたことがベースでございます。

村の喫緊の課題として第1に上げられることは、子供の数の減少によって生じる弊害の部分を少しでも減らしてメリットに変えていくことです。

先月24日に開催しました、第2次教育ビジョン発表会で述べたことを着実に実行に移してまいりたいと思っております。

第2次教育ビジョンというのは、少人数の課題を克服し、少人数ゆえのメリットを生かすための計画です。その第2次教育ビジョンの中で私が特に取り組みたいことは3つございます。

1つ目は、子供の安全・安心を守るための取り組みです。

昨今、ちょくちょく起きており、ニュースでも大々的に報じられる変質者や通り魔的な事件、また頻繁に起きております自動車の暴走等、痛ましい交通事故から子供の命を守っていかなければなりません。折しも、先日は、先ほど村長が申しましたように、下校途中の小学生が横断歩道を渡る際に交通事故に遭ってしまいました。あつてはならないことであり、本当に気の毒なことでしたが、それでもけがが軽かったことは本当に不幸中の幸いでした。こういった事件や事故の可能性を少しでも減らしていくことが大切です。特に本村では、遠い距離を一人きりとか、ほんのわずかな人数で通わなければならない子供もおられ、危険度も高いと考えます。

そこで、少人数で小回りがきくことを生かしてスクールバスの路線変更や、自転車通学からスクールバス利用に変えるなどの通学方法の変更などについて、小・中学校と連携して改善に向けて取り組んでいきたいと考えております。

2つ目は、少人数を生かした保育、授業の充実、園・学校生活の充実です。

特に学校に一番やってもらいたいことは、先生方の授業力を高め、先生と児童・生徒の信頼関係をより強固にしてもらいたいということです。

本年度、4月1日、村へ新しく着任された先生方に対し、私がお話ししたことは、東白川村の子供は本当にいい子ばかりで、東白川は理想の教育ができる地である。生徒指導でそれほど悩む必要はないので、その時間を自分の教師としての力を伸ばすべく、ぜひ授業力の向上、研究的な試みに力を入れてほしい。先生方の頑張り次第で今後の子供の姿がまるで違ってきますし、先生方自身の力も大きく伸ばすことができ、今後のキャリア形成にも影響していきます。東白川村への赴任を3年間の腰かけ、つまり一時的な踏み台とか骨休めをするところのつもりで勤めてもらっては困るということをお話ししました。

殊に、少人数の授業においては丁寧な指導や見届けができますし、1人当たりの発言、発表の機会もふやすことができます。また、学級担任ならずとも、ふだんの学校生活では、一人一人の子供と接する機会も時間もふやすことができます。かけがえのない時間を子供と共有していただき、人間かく生きるべきという手本を子供に示していただきたいと思います。

3つ目は、保護者の子育ての経済的負担の軽減をこれからも継続、または発展させていきたいということです。

旅行的行事に代表されますような園・学校行事等における費用や高校生の通学に係る費用を軽減し、田舎に住んでいるハンディキャップの縮小や解消を図っていききたいと思います。

次に、村民の方、大人の方への教育環境づくりについて述べさせていただきます。

私がこだわりたいことの一つは、文化的な活動とか社会体育的な活動とかにとらわれず、村民の要望に沿った活動を仕組んでいきたいということです。村民のためになっていいことだと思うことについては、積極的に取り組んでいきたいと考えています。

このことについて、ちょうどつい最近うまくいった事例がありますので紹介させていただきます。

今月11日の夜に、「テーピング講習会」という研修講座を開催しました。これは、4月に私のもとに届いた、恐らく中学生の子が書いたであろう手紙が発端となって実現に至ったことです。

手紙には、隣の白川町に住むいとこが白川町ではテーピングの学習会というのがあって、捻挫したときやけがの予防などに大変役に立っているよと言っていました。私も習ってみたいので、東白川でもそういう機会をつくってもらえませんかという要望が書いてありました。

そこで、教育委員会の事務局会議や校長会の席で、こんな要望があるが、何とか実現できないかと相談を持ちかけました。そうすると、早速事務局の担当者が動いてくれ、診療所の伊神理学療法士を講師にして研修講座を開いてくれました。講座には、当初予定の14名を大きく超える20名の親子の参加があり、お役に立つことができました。ちょうどこの夏の大会前にその研修会を開催できたことは、有意義であったなあということを担当者に感謝しているところです。このような迅速でタイムリーな活動をこれからも展開できたらいいなあと考えております。

このほか力を入れたいこととして、ことしは立村130周年ということで、秋から改修工事が成ったはなのき会館を使用して、歌舞伎や歌謡ショー、講演会、映画会、130周年記念式典等、多くのイベントを企画しております。一人でも多くの村民の皆様に足を運んでいただき、楽しんでいただけたらと思っております。

以上で私の答弁とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

教育長の思いが伝わってまいりました。子供たちの安心・安全、そして少人数を生かした学校教育、それから村民の皆様には公民館講座やいろいろな講座の充実、文化関係のこと、これからも東

白川村の教育振興に御尽力いただきますよう、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

保育園の体制について伺います。

子供が少なくなっておりますが、保育士は規定人数が必要です。子供たちが安心・安全で預けられてこそ、保護者は安心して働くことができます。

今年度、保育士が足りない状態でのスタートでしたが、現状はどのような状態か、教育課長に伺います。

○議長（樋口春市君）

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

みつば保育園の現状についてお答えします。

みつば保育園の運営状況は、まず園児数につきましては、定員60名に対し、6月1日現在で41名になります。内訳は、年長13人、年中10人、年少12人、未満児6人になります。定員まで埋まっていませんので、園児数としては問題ありません。

次に、職員数です。現在、正職員は園長を含め5人、臨時保育士は2名、7人の体制で保育実務に当たっています。内訳は、年長から年少までの1クラス1人の担任で3人、未満児は2歳児3人に担任1人、1歳児3人に担任1人となり、園長を除いて担任ができる正職員が1人足りないのが現状になります。

そこで、常勤臨時職員1名が1歳児を担当し、さらにもう一人の臨時職員が各クラスの支援に回っています。ただ、出張や年休等の補充を考えると、現状ではぎりぎりのところで業務をこなしていますので、今後、未満児がふえたり、病欠など職員が不足することも考えられますので、臨時職員の確保と来年度以降の計画的な正職員の雇用を考えていきたいと思っています。

現在、来年度の正職員の保育士の募集を5月に実施し、また7月に行う予定にしております。

また、臨時職員につきましては、随時必要に応じて募集を考えていきたいと思っていますので、どうかよろしく願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

職員が少ない、足りない状態だというのはわかりました。特に保育園は、女性の多い職場でございます。結婚、妊娠、出産は想定して、これから募集は続けていっていただかなければならないですし、職員の確保は大切だと思います。

それに、働き方改革の推進が進められております。まずは職員を確保し、子供たちを安心・安全に預けられる体制をつくっていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

次の質問です。

今年度、新たに地域おこし協力隊3名が村での活動を始められました。地域に根づいた活動を期待しております。

地域おこし協力隊とは、2009年に総務省によって制度化されました。2018年度には、全国1,061の自治体で5,359人の隊員が活動しておりますが、この地域おこし協力隊が何なのか、わからない方も見えますので、その説明と、新たに村に来られた地域おこし協力隊の方は今後どのような活動をしていくのか、お伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

地域おこし協力隊についての御質問でございます。

地域おこし協力隊は、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで地域力の維持・強化にも資することを目的として、総務省が平成21年度から実施をしている事業でございます。

東白川村にとっては、隊員の賃金や住居費が全て国費として扱われることや、定住に向けても2年間の支援を行われるなど、非常に有用な制度であり、積極的に取り入れております。これまでに13名の受け入れをし、卒業した隊員6名のうち、3名が村内に定住しております。

また、この4月に着任した3名の地域おこし協力隊員は、東白川村CATVの映像制作や移住・定住の助務などを行うこととしております。他の町村にはない強みとして、本村は映像による情報発信ができるということがございます。

今後は、村内事業所の雇用確保や移住・定住のための映像制作を充実させるために、今回着任した3名が、これから長きにわたり情報発信力に力を発揮してくれるものと期待をしておるところでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

地域おこし協力隊の方々、来年も募集すると伺っております。協力隊の方々のますますの活躍を期待しております。

2項目め、風疹抗体検査と風疹ワクチンについて伺います。

風疹は、風疹ウイルスによって引き起こされる急性の発疹性感染症で、風疹への免疫がない集団において、1人の風疹患者から5人から7人にうつす強い感染力を有します。風疹ウイルスの感染経路は飛沫感染で、人から人へ感染が伝播します。

昨年より首都圏などで流行している風疹について厚生労働省は、昨年12月11日、定期予防接種の機会がなかった昭和37年4月2日生まれの方から昭和54年4月1日生まれの男性を対象に、2019年から2021年末までの約3年間、全国で原則無料でワクチン接種を実施する方針を発表いたしました。

この風疹の状態は、感染状態を示さない状態から重篤な合併症併発まで幅広く、特に成人で発症

した場合は、高熱や発疹が長く続いたり、関節痛を認めるなど、小児より重篤化することがあります。

また、風疹に対する免疫が不十分な妊娠20週ごろまでの妊婦が風疹ウイルスに感染すると、先天性風疹症候群の子供が生まれてくる可能性が高くなります。

平成30年7月下旬ごろからは関東地方を中心に患者数の報告が増加し、厚生労働省は、風疹に関する特定感染症予防指針を改正し、風疹及び先天性風疹症候群の発生時に迅速な対応ができるよう、風疹の患者が一例でも発生した場合に感染経路の把握等の調査を迅速に実施するよう努めるとともに、原則として全例にウイルス遺伝子検査を実施することで確実に風疹を診断することとしています。

また、改めて定期予防接種に対する積極的な接種勧奨を行うとともに、妊娠可能女性とその家族への予防接種の推奨、また産褥女性に対する風疹啓発を行っており、2020年度までに風疹排除の目標を目指しています。

質問に入ります。

村は、この風疹抗体検査の対象者の男性に対しどのような対応をしているか、保健福祉課長に伺います。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 安江透雄君。

○保健福祉課長（安江透雄君）

質問のありました昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に実施する風疹の抗体検査及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく、風疹の第5期の定期接種の実施についてであります。1つ目の対象者の男性に対する対応につきましては、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた1年目の対象者の方に、4月25日、個別にクーポン券つきの案内を発送しております。あわせて、ケーブルテレビの告知放送、文字放送、診療所のフェイスブックなどで広報しております。

村外の病院などでも受診できますので、受診者の全体の人数は請求が来るまで把握できませんが、5月中に本村の診療所で抗体検査を4名の方が受けられました。このうち、2名が抗体の値が低く、ワクチン接種を予定されております。

引き続き、対象者の方に受診していただけるよう啓発していきます。

お知らせしても抗体検査を受けられない方への対応ですが、本人が受けないと言われればそれまでとなりますが、無料の期間中に受けていただけるように、時間を置いて、再度個別にもお知らせしていくように考えております。

今回の抗体検査及び予防接種の対象外の方への補助制度ですが、予防接種を受けているか、抗体があるかどうか、予防接種を受けている世代だが受けたかどうか覚えていないという方など、通知を受けられない不安な方もいらっしゃると思いますが、今回の制度については、そういう方への周知がされませんので、その点は御了承ください。以上です。

[4 番議員挙手]

○議長（樋口春市君）

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

一問一答方式なので、できれば質問をしたら、その質問に答えていただく。また、質問をしたら質問に答えていただく方式なので、今の最後の質問は私の3番目の質問なので、最後に答えていただければいいんですが、今、全部答えていただいたので、そのまま行きます。

今現在、3期にわたって検査のクーポン券を発行するんですけども、自分はその対象の年代に入っているのにクーポン券が送られてこないというお話を伺うことができました。ですが、ホームページ等で風疹が怖い病気だよとか、こういう手続でできるよというのを実際うたっているんでしょうか。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 安江透雄君。

○保健福祉課長（安江透雄君）

風疹という病気の怖さ、重要性ということについて、特にホームページではうたっておりません。

[4 番議員挙手]

○議長（樋口春市君）

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

通知が来た方は、自分はその対象者で受けなきゃいけないというのはわかるんですけども、まだ来年、再来年に受ける方というのは、いつそれが来るのか、どういう手順で受けるのかというのがわからない方がいて、今回、対象者でなくて、来年、再来年、クーポン券が配られるようになっている方も受けられるというお話だったんですけども、その方々がどういうふうに対応していいかわからないということもあると思うんで、それは東白川村はホームページがちゃんとあるので、そこでしっかりと、こういう受診の仕方ですというのをうたうことはこれからは可能でしょうか。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 安江透雄君。

○保健福祉課長（安江透雄君）

厚生労働省の通知で1年目はこの期間の対象者の方ということになっておりますので、混乱を避けるために、4月当初は、とりあえずは1年目の対象者の方に通知をしております。

今、おっしゃられたように、2年目、3年目の対象者の方も希望されれば1年目に受けることができますので、混乱を避けるために、1年目の方をまず先に啓発しましたが、今後、夏以後、1年目の方以外でも、不安なので1年目に受けたいという方には受けられますよというような広報をしていきますので、よろしくお願ひします。

[4 番議員挙手]

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

第1期、第2期、第3期と分かれるわけですがけれども、昭和47年から54年までの方々、働き盛りだと思うんです。その方の通知を私も見せてもらったんですがけれども、ちゃんとした説明とクーポン券と、あとどこでかかれるかという、可茂地域、美濃加茂市、可児市の病院、診療所が書かれておりました。なので、それはそれで個人で受けられればいいんですがけれども、働いている事業所の協力もこれからは必要だと思うんですが、そういうことの呼びかけというのは村としてはしていきましょうか。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 安江透雄君。

○保健福祉課長（安江透雄君）

村外の企業には、ちょっとまだ考えておりませんが、村内は、商工会の健康診断、健康検診を受けられますようにというようなことを啓発するようにしております。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

最後に質問する予定で、今回の対象外の方に、抗体があるかというのを不安になられて、それを聞きに行った方がいらっしゃいまして、そのときには対象外なので補助はないですよと、しっかりと説明をしていただいたということだったので、今後もそういう説明をしていっていただきたいと思います。

強い感染力のある風疹です。理解していただくために、努力を国・県・市町村が一体となって行い、風疹の終息を目指していっていただきたいと思います。

まずは皆さんに興味を持っていただき、抗体検査、ワクチン接種を勧めていただきたいと思います。

これもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

1番 安江真治君。

〔1番 安江真治君 一般質問〕

○1番（安江真治君）

新世紀工房について質問します。

ことし4月、村長は新世紀工房の社長に就任されましたが、これに至る経緯について御説明ください。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

安江真治議員の質問にお答えをします。

有限会社新世紀工房の社長に私が就任をした経緯についてお尋ねがございました。

新世紀工房の社長でありました村雲陽司君は、長年にわたり社長として経営を担当してもらいました。彼の熱意や、生真面目さや、独創的な発想が素晴らしいということは誰もが認めるところであり、私も相談に乗りながら経営改善を図ってまいりました。

しかし、ここ数年、いろいろな要因で経営が悪化してきたことで、農山漁村振興交付金など国の補助金を受けて、食べるお茶、あるいは茶蔵ハムなど、さまざまな新商品の開発の取り組みを行い、何とか新しい顧客の開拓や販路開拓をもって売り上げがふえるよう立て直しを模索してきたところでございますが、しかし、残念ながら思うような結果が得られませんでした。

一方で、そうした新たな事業に取り組むことに対し、社内の幹部社員と経営方針について思いの乖離が生じてきたことも否めない事実でございました。

今回、累積赤字がふえてきたことにより、国及び県から第三セクターの経営改善策を提示するよう求められたこと、またお取引を願っている金融機関からの借入金の返済原資が会社の利益で賄えない状態になったこと、以上の理由から金融機関からも経営改革を求められたことが直接的な要因でございます。

また、村雲陽司君も役場を退職して、この第三セクターの社長を務めてきたわけですが、60歳の役場でいいますと定年期を迎えたという節目の年でもありました。したがって、今が社長交代の時期と判断をし、本人の希望もございましたので決断をいたしました。

しかし、その後継者として、現在の社員の中では、まだこの経営を全部任せることができる人がいないことや、外部にも適任者がすぐには見当たらないということで、当面、私が社長を務め、会社の立て直しを図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上で答弁といたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

1番 安江真治君。

○1番（安江真治君）

経営改革の必要性から社長を交代したということではありますが、これまでこの業績不振に陥った原因についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

この業績不振に陥った原因についての分析でございますが、まず1つ目は、農業受託作業部門、いわゆる農業サポート部門を切り離し、みのりの郷東白川へ業務を移したことにあります。この受

託作業部門は黒字でありましたが、中山間地域等直接支払制度の交付金を新世紀工房に入れているということで農家から不満が出てきたことも事実でございます。

また、東白川村のライスセンターの設備更新の時期になりまして、事業主体の農協さんが、これを新世紀工房でやるということについては難色を示されたこともございました。

したがって、私は、将来の村の農業を見据えて、みのりの郷東白川を立ち上げ、農業サポート部門をこのみのりの郷へ移しました。これにより、高収益事業部門がなくなったことになりました。しかし、これは東白川村の農業の将来を考えたとき、適切な判断であったと思っております。

2つ目は、過剰な設備投資であります。平成23年には約4,300万円をかけて店舗の裏側に整備しました茶の里工房、これが機能しませんでした。計画では、ギョーザの製造販売、こういったことで整備をいたしました。計画が予定どおりいかなかったことは事実でございます。このために外部から料理長という方を雇い入れたということで、この人件費が売り上げで稼げないという状態になって、これが大きな原因でございました。

そのほか、ブルーベリー農園や、不採算なリース物品契約なども経営の足を引っ張る原因となっております。

昨年の総会の際に金融機関への返済について見直しをお願いし、1年間の据置期間や毎月の返済金額の見直しなどを行っていただきましたが、ここへ来て、それも完全に実現できるような状態ではないことがわかってまいっております。

このため、再度返済の延長か減額等々をお願いしたり、第2の経営改革を考えることが必要であると考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

1番 安江真治君。

○1番（安江真治君）

今、不採算部門であるハムの加工については、今後、事業を廃止するということになるのでしょうか。

それと、今後、どのような事業に力を入れて展開していくお考えであるのか、お聞かせください。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今後の事業展開についての御質問でございます。

まずは会社の立て直しでありますので、ことしになってから、その方法として村雲社長の退任と、料理長のめぐみの農協への派遣をいろいろ活動してお願いしてまいりまして、これがかないました。このことによって人件費が大幅に削減されます。

今、御質問があったハムの部門については、めぐみの農協さんと提携して、OEM生産により商品をつくっていただいて、それを会社のほうへ仕入れて売るといったような形態で、少しずつ、少し

ずつふやしていきたいと、このように考えておるところでございます。

幸い佐藤君ですが、料理長ですが、めぐみの農協さんのほうでもスムーズに受け入れをしていただき、活躍をしておっていただいているという報告を組合長からも受けておりまして、今後、この提携がうまくいきますと、来年度からは農協の正社員としていただけるというような方向性も出てまいりましたので、期待をしておるところであります。

また、下降ぎみであった売り上げを上げることが最大の課題でございまして、新世紀工房は、お茶の製造販売を経営の軸としており、妥協しないで高品質でおいしいと言われるお茶にこだわり、地道な営業で首都圏や中京圏のお客様を確保していきたいと考えております。

また、道の駅でも、お茶を中心としたフェアなどを企画して、売り上げ確保に努めていきたいと考えておるところでございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

1 番 安江真治君。

○1 番（安江真治君）

先ほど社長の任期については当面とおっしゃられました。これは、経営が改善するまで長期にわたって陣頭指揮をとるというお考えでしょうか。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

6月26日に開催を予定しております総会までは4月からの暫定的な形で社長になっておりますが、この総会で再度承認をいただければ、引き続き社長をお受けする覚悟でございます。

しかし、長期にわたり指揮をとるということではなく、経営が安定し、社員または外部の方で適任の方、社長をお引き受けいただく方ができれば、私の任期満了をもって退任をしたいと考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

1 番 安江真治君。

○1 番（安江真治君）

できるだけ早期に経営が改善され、経営が安定することを期待します。

次に、来年度から実施が予定されております茶産地構造改革においては販売の拡大が最大の課題であると考えられますが、新世紀工房が果たすべき役割についてお聞かせください。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

茶の産地構造改革、これにおける新世紀工房の役割についての御質問でございます。

茶の山地構造改革という、私が考えていますこの政策については、第一に東白川村の農家と農地を守ることが目的でございます。ただ、そのためには、まず出口の政策を充実しなければいけないと考えております。

お茶の消費量が減少する中で、広大な茶産地と同じ土俵で渡り合っても勝ち目はありません。しかし、おかげさまで本村のお茶は、気象条件や生産技術がよく、お客様から本当においしいお茶であると評判をいただいております。

この農地を、あるいは農家を守るためには、お茶農家にその対価、これが還元できるような適正な価格で販売をしなければなりません。そのためには、従来からの美濃茶白川流通センターでの共販だけに頼っておるのではなく、例えば組合から、構想でございますが、みのりの郷がこのお茶を買い上げて新世紀工房で責任を持って販売をしていくという、この流通体制をつくりあげたいと考えておるところでございます。

昨年度よりOKB総研に調査に入っただき、コンサルタントとしてお願いをしているところでございますが、農家の意向調査や販売戦略などを話し合っていました。今年度は、実務として、工場に係る経費を生み出すにはどれだけの生葉が必要なのか、またどれだけのお茶面積が必要なのか、こういったことをしっかりと数字で確認をしてまいりたいと思っております。

これにより、生産するお茶畑、あるいは景観のためのお茶畑、山に返すお茶畑、こういったゾーニングをしっかりと持ち主の方と相談をしながらやってまいりたいと思っております。

この茶産地の構造改革は、茶畑のお茶づくりから販売まで一貫して行わなければなりません。その中で新世紀工房は、生産者が苦勞してつくり上げられた、このお茶をより高く適正な価格で販売をするという重要な役割をこれからも担っていかねばならないと考え、幾つかのファクター（要因）がございますが、何一つ欠けてもこの施策はうまくいかないと考えておりますので、これからの審議会での議論、そして私の決断、こういったことによりこれをぜひとも実現をしたい、このように考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

1 番 安江真治君。

○1 番（安江真治君）

茶業を初めとする農業や林業の所得向上が本村の活性化の鍵であると思います。新世紀工房には、村内製品の販売窓口として、また村の情報発信基地として発展することを期待します。

以上で質問を終わります。

○議長（樋口春市君）

ここで10分間の休憩とし、10時55分より会議を再開いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（樋口春市君）

時間は少し早いようですけれど、全員おそろいですので、これから会議を再開いたします。

3番 安江健二君。

〔3番 安江健二君 一般質問〕

○3番（安江健二君）

それでは、ただいまより一問一答方式にて東白川村の防災対策についての質問をさせていただきます。

前回、3月議会に引き続いての関連の質問です。

九州北部豪雨や西日本豪雨など、近年、相次ぐ大雨被害を踏まえ、気象庁は、伝え方改善に向け、防災気象情報では警戒レベルを5段階に分け、地域住民の避難行動を効果的に支援していくことを発表しました。

出水期に備え、市町村や地域住民に今年度から運用が始まる警戒レベルの周知や土砂災害の危険度分布を細かにするなど、新たな防災支援を進めていくということですが、西日本豪雨を教訓に、水害、土砂災害からの避難のあり方を検討している政府中央防災会議の作業部会は、住民に危機感が伝わる情報提供の方法などを示した報告書案について議論し、災害時に住民に求める避難行動をレベル1から5の5段階に分けた上で、国や市町村から発表される避難勧告や注意報がどのレベルに当たるのか、対応関係を明確にし、住民に理解しやすいものとしたということでもあります。

警戒レベル1には、避難に備える段階で気象庁から注意報などが発表されている状態、状況が該当します。レベル2では、住民のとるべき行動としては避難場所や経路の再確認などを上げました。レベル3から5では、住民に避難を促す段階で、レベル3では、高齢者などの避難を求めるということでもあります。レベル4は、市町村から避難勧告や避難指示が発令されている状況で、住民のとるべき行動として、速やかに避難と明記をした。レベル5は、既に災害が発生しており、住民には命を守るための行動をとることを求める段階と位置づけたということではありますが、ここで質問に入ります。

こういったレベル5段階についての村当局のお考えと、果たして村にこれが合っているのかどうかということについてのお伺いをいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

安江健二議員の質問にお答えをします。

警戒レベル5段階に関しての村の考え方とその対応策についての御質問がございました。

今回、今、質問の中でもお示しをいただいたように、国の避難勧告等に関するガイドラインの改定があり、住民がとるべき行動を5段階に分け、出された情報ととるべき行動を直感的に理解しやすいものとし、住民の主体的な避難を支援するとしたことが主な変更の内容になっております。

警戒レベル1と2、それから警戒レベル3、警戒レベル4、警戒レベル5については、私もその

内容をお答えするように用意をしておりましたが、今、質問の中で全てお示しをいただいたので、次の村としてのこの生かし方についてのところにお答えを集中してまいります。

村としてこういったさまざまな防災情報のうち、この避難勧告等の発令基準に活用する情報について、これは警戒レベル3から4の相当の情報として土砂災害警戒情報、土砂災害に関するメッシュ情報、大雨警報、洪水警報、氾濫危険情報等を総合的に判断して発令することになると思います。場所を限定しての発令や、そのタイミングが大変難しい判断になりますが、私は空振りを恐れず発令をしていきたいと考えております。

以上で答弁とします。

[3番議員挙手]

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

関連で第2の質問です。

同庁のホームページでは、6月下旬から土砂災害の危険度分布をこれまでの5キロ四方表示から1キロ四方表示に変更し、希望者には自分のいる地域の危険度の変化をメールやアプリで通知をするサービスを民間事業者の協力で7月以降に始めるとありますが、この点につきまして、活用方法と村当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

この土砂災害危険度分布の5キロ四方から1キロ四方への変更に伴い、自分のいる地域の危険度の変化をメールやアプリを使った通知サービス、これは民間が始めることについての活用についての御質問でございます。

気象庁では、6月下旬から土砂災害の危険度分布を現状の5キロメートルメッシュから1キロメートルメッシュに高解像度化し、市町村が避難勧告等の判断に、より一層活用できるようにします。

現在の土砂災害の危険度分布は、解像度が荒く、必ずしも避難が必要でない住民にまで避難の必要性を伝える情報となっていることから、7月以降、順次、自分のいる地域の危険度の高まりに気づくことができるよう、民間事業者の協力を得て、電子メールやアプリ等での希望者の危険度の変化を通知するサービスを始めていくと、そういうことでございます。

村は、このサービスの活用についてどう考えているかという御質問でございますが、この実施時期は、準備が整った民間事業者から順次開始するというので、現段階ではサービスの提供団体がないということで、またサービスが開始され、使用実績やサービス内容、情報収集した上で判断をし、今後の活用の是非も含めて検討してまいりたいと思っております。

現在、村も「すぐメール」のサービスを実施しておりますが、まだまだメールの登録者数は495人と十分でないため、災害情報を初め各種情報も発信していきますので、この登録者をふやすため

の啓蒙も行っていききたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ただいまの村長の答弁に、準備が整い次第ということがありましたが、なるべく迅速にお願いしたいというふうに思います。

土砂災害の警戒情報の発表の判断に用いる指標とその基準は、連携方式を用いています。土壌雨量指数と60分間の積算雨量の2指数の組み合わせによるものですが、避難勧告等の災害対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象とされています。

しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定することまではできないと思います。

また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩落、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはされていませんとのことですが、過去における事例として、下親田地内での茶園の大規模な地すべり等、起こり得る箇所の対策等をぜひとも進めていただきたいというふうに思います。

5月26日には関市上之保生涯学習センターで「げんさい楽座」が開催をされ、県内外から約80名の方々が集まり、研修をされました。これは、清流の国ぎふ防災・減災センターが主催し、県民の自助や地域の共助を高めるため、毎月1回、学び合う勉強会です。

また、6月16日には、関市文化会館において「せき市民防災フェア」が開催をされました。

第3の質問です。

東白川村においても今後の有事に備えてこのような取り組みが大切であると思いますが、そのための研修会等の御予定があるのか、お伺いをいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

御質問の勉強会、研修会についてでございますが、現在のところ、その計画はございませんが、こうした研修会は、防災意識の高揚のためにも必要である、そういうことは認識をしております。

現在実施中の県の勉強会にも参加し、情報収集し、今後、研修の場の開催について検討して、つなげていききたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

5月26日の関市上之保生涯学習センターにおける研修会には、私も午後から参加をさせていただきました。講師には、関市市長公室危機管理課長、関市自治会連合会長、川合下自治会長、関市社会福祉協議会長などの方々がそれぞれの立場から体験談を発表されました。

研修会の当日は、とても天気がよく、穏やかな日和であり、とても7メートル上の道路まで冠水するとは誰も想像ができませんでした。しかし、起きたことは紛れもない事実です。

東白川村も山合いの環境は、関市上之保地区に非常によく似ています。秋には、東白川村の日赤の方々によります当地への視察研修会も計画をされているようです。

7月から8月には豪雨も予測されますので、村としての防災・減災の意識高揚のための研修会の開催をぜひともお願いをしたいと思います。

第4の質問です。

東白川村に在住の防災士の有資格者の方々の数と、今後に向けての資格の取得の必要性についてお伺いをいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

御質問の防災士についてでございますが、現在、村の防災士の有資格者は6人でございます。

今後に向けては、毎年、一人でも多くの防災士有資格者をふやしていきたいと思っております。そのために取得に係る費用の補助金を予算化しておりますが、取得には4日間連続の養成講座を受講する必要があるため、仕事等にも影響を来すことが考えられる。したがって、本人の熱意と事業主の方の御理解も必要になります。

役場では、ことし1人、養成講座を受講していただく予定にしております。

また、消防団員であって分団長以上の階級にあった者は、特例で防災士資格取得に係る取得要件、1. 防災士の養成講習の履修、2. 資格取得試験の受験、3. 救急救命講座等の履修が免除されるため、該当者には防災士認証登録申請をしていただくよう、今後、お願いをしていきたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

防災士の資格は民間資格です。防災士資格取得により特定の権利が得られる、もしくは行動が義務づけられるといったことはないと思います。あくまでも自主的な自発的な防災ボランティア活動を行うということであると思います。

しかし、多くの地方公共団体が予算を計上して防災士を養成し、自主防災組織や学校、職場に配置するといった事例が各地で広がっております。

防災士の社会的評価と期待は、急速に高まっております。全国の防災士認証者は、2018年12月末

時点で16万1,650人見えます。災害発生時には、消防隊や自衛隊が到着するまでの間、被害拡大を抑えるために避難誘導や救助活動、避難所の監督として、消防隊や自衛隊の到着後は、その指示に従い、ボランティアなどと協議しながら被害の拡大を抑えるための活動など、重要な役割を持っていると思います。

今後、村としてもぜひとも防災士の養成を進めていくことをお願いいたします。

これで私の質問を終了させていただきます。

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

〔6番 桂川一喜君 一般質問〕

○6番（桂川一喜君）

情報通信の今後について質問させていただきます。

このたびの工事により、各家庭の軒下まで光ファイバーが繋がります。長年の懸案であった本来のFTTH化がようやく実現します。

そこで、幾つかの質問をさせていただきます。

東白川村の情報通信のインフラは、周りから10年以上のおくれをとっていました。今回の大規模な改修は、人口減少への歯どめに利用すべきだと思います。そのためには、おくれを取り戻すだけでなく、他の自治体にはない先進的な試みが必要ではないかと考えます。

今回の改修により先進的な試みと呼べるものがあるのか、もしくは先進的な試みにつなげる予定があるのか、伺います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

桂川一喜議員の質問にお答えをします。

光ファイバー化に伴っての先進的な取り組みは、予定があるのかという御質問でございます。

将来展望として、先進的な試みへつなげることとして、サテライトオフィスやテレワークというものがございます。既に事前の情報収集を指示しており、構想を固める段階へ来ております。

特にテレワークは、これまで介護や育児で働く機会の制約を受けてきた方々への就労の選択肢をふやす試みとして取り組んでまいりたいと考えております。

また、今年度から取り組みます移住・定住の政策の延長線上にありますサテライトオフィスは、いわば企業の移住であり、現在進めています人の移住の手法に磨きをかけて、企業の移住もこれにより進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ただいま答弁いただきましたテレワークですとかサテライトオフィスに関しましては、当然のことながら、村が光ファイバー化、特にスピードの速い、上り・下りとも速くなるという環境整備におきましては最も有効な方向性ではあると思いますけれども、他の自治体にはないというところを実は強調していただきたくて、これはもう既に光ファイバーが走っております他の市町村におきましては、当然うちよりも優先的に実現可能な実情であります。ただし、村長がおっしゃるように、行政としても、せっかくの光ファイバーの利点を生かしてテレワークですとかサテライトオフィスの方向に積極的に働きかけるといことは、ぜひやっていただきたいものと思います。

そこで、もう一度、他の自治体にはないということを強調するために、次の質問を重ねさせていただきます。

前回の一般質問では、診療所について村が所有することについて質問をさせていただきましたが、今回の質問におきましては、光ファイバー化によるインフラ整備においても、村が所有することのメリットとデメリットをお答えください。

将来にわたって維持管理していく必要があるわけですが、それについての展望もあわせてお願いします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

先ほどの質問の補足といいますか、東白川村独自の、いわゆるインフラ整備をした後の政策については、現在は先ほどお答えしたとおりの考えでございますが、もう一つは、やはりつながるナビ事業という事業を御説明したと思いますが、やっぱり情報発信をしっかりとやって、例えば空き家の情報であったり、民間の方の就業、あるいは雇用の情報であったり、イベントの情報であったり、そういった村が発信すべき情報を速やかに早目にとということで、これはソフトの部分で、その専門分野をしっかりとやっていきたいというのは継続して考えているところでございますので、つけ加えさせていただきます。

さて、2つ目の質問のインフラを村が所有することのメリット・デメリットについての御質問でございますが、インフラを持つ最大のメリットは、昨年来、協議会で比較検討していただきましたとおり、初期投資から10年間程度の維持などを総合的に見た場合のコスト安にあります。デメリットの大きなものとしては、施設を維持管理していただくだけの技術、スキルを職員が身につけていく必要があります。これまでもそうでありましたが、今後は一層高度な機能に変化していくものと思われまので、技術や専門知識を吸収していける体制をとることが重要であると考えております。

また、維持管理に関する将来展望という観点から申し上げますと、利用者数、すなわち人口、世帯数が減少していくことが維持管理の最大の弱みとなります。この別事業でございますが、移住・定住でしっかりと成果を出し、CATV利用者数が安定することが将来にわたっての維持管理において一番大切なことだと考えております。

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ただいまおっしゃっていただいた整備の段階におきましてのコストにつきましては、逆に村が所有しなければ、そもそもコストについての問題を議論しなくてもいいんじゃないかということも含めまして、僕の考えとしまして、そのコストであるということは、何年も何年も長きにわたって所有することと対した効果では、本当のメリットとは言えない可能性があるかなあというのは思います。

ただし、ちょっとこの場合、もう一度掘り下げたいのは、他の自治体にはないというところを踏まえまして、この近隣の他の自治体にはなく、村が今回の光ファイバーを所有するというところを最大に生かしていきたい、実は答弁の中ですごく期待していたものがあります。残念ながらそれが聞かれなかったのも、私として最大のメリットであろうかということをちょっとお話ししたいと思います。

村が所有していることと民間が所有していることの大きな違いは、村全域にわたって光ファイバーを村の考えで全ての世帯におろしてしまうことが実は可能ではないかということです。本来でしたら、それぞれの各戸が契約するかしないかという裁量の中で全戸におろすことができたとして仮定しましても、一つのシステムの中に全戸が介入するということは、到底一般的な民間がやる業者の中では不可能でありますけれども、村の場合は、実は全戸に対して、村長のお考えの中で光ファイバーをおろしてしまうことが可能ではないかと思います。ただし、維持管理の問題もありますので、今回、CATVの協議会の中でも一度議論になりましたけれども、一戸一戸に係る費用はどう発生するかという中に、インターネットに接続するために一戸一戸が契約するかどうかということが最大のポイントになるということを知っています。そうすると、全ての世帯がインターネットにつながるかどうかということでは、行政サービスとして無料に近い形で提供しなくてはいけません。ただし、そこが最大のメリットではなく、今度は村全域が一つの光ファイバーでつながる、全域が広域のLANにつながるということが、実は村独自で可能であるというのが今回の最大のメリットになるかと思っています。それが行われますと、例えば福祉の関係ですと、本来でしたらインターネット等を使われないお年寄り等が、うちは要らないよと言われるところへ行政サービスとして光ファイバーをおろすことによって、全戸が必ず1カ所でLANを使って管理できるということも可能性としては出てくるかと思っています。これをもし民間でやろうと思いますと、全ての家庭におろした光ファイバーについて、必ず経費を発生させなきゃいけません。ですが、村独自の光ファイバーですから、村だけで使うだけのLAN整備、ネットワーク整備ですと、おろしたときの工事費は要りますけれども、おろし終わった後、経費としては今後発生しないということが、私が考える村所有している光ファイバーを最大限に村民の利益に利用する方向性ではないかと思っています。

今、突然質問の中に入れた項目ですので、村長からお答えがいただけるかどうか分かりませんが、この辺をもしメリットと考えられたとしたときの村長の今後のお考えがもしあれば、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

技術的なことは担当課長からお答えするとして、全体的な内容として、議員がおっしゃるように、広域加入で全体をカバーできる、メリットである、それはそのように考えます。ただ、個人がインターネットに加入していただけるかどうかは、なるべくそれをお勧めするという立場にあると思いますが、強制はできないのではないかなと思っております。

ただ、メリットをしっかりと訴えれば入っていただけるのではないかなということも考えるところでございます。

これは通告になかったことですので、今後、考えていきたいというお答えしかできないかと思ひます。

ただ、もう一つ、私がメリットといいますか出したいのは、やはり先ほどもちょっと申し上げましたけど、ネットスピードが上がることによってビジネスに皆さんが使っていただける環境がよくなるということで、企業、あるいは商工業者の皆さん方の商売が繁盛するということもござひますでしょうし、それから何よりもこの対策は防災に活用したいということもあつて、村が出す情報をしっかりと受け取っていただける環境をしっかりと整備したいということもござひまして、この整備に踏み切つておりますので、そういったことも一つのメリット、当然ながらのことですが、メリットとして考えておるところでござひます。

技術的なことが可能かどうかということについては、担当課長から直接お答えさせていただきます。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 桂川憲生君。

○地域振興課長（桂川憲生君）

桂川議員さんから御質問、御提案のありました村全体をインターネットに接続してしまうということでございますけれども、非常に将来的な見地から申し上げますと、やはりそういう時代は必ずやってくるのではないかなというふうに思ひています。

ただ、現在のところで申し上げますと、今回の事業でいうと、インターネットに接続するには、各世帯にD-ONUという補助対象外の機械を設置する必要があるということ。それから、インターネットに接続してしまうと、上位プロバイダーに対して月額1戸当たり950円というインターネットの使用料の支払いが出てまいりますので、その費用に対する効果が、やはりそれを上回るような形をつくる必要があると思ひます。それには、総合計画の中で保健でありますとか、それから医療、いろんなところで高齢者の世帯にもインターネットを活用した、そのソフトをきっちり使つて

いただけるような仕組みなどが村民を含めた議論の中ででき上がって、それで使っていこうという機運が高まってまいりましたときに、やはり村長のほうが決断をして、全戸をネットワーク化するという時代がもうそこまで来ているのではないかというふうには思っています。しばらくそうした議論に時間を費やす必要があるのかなあというふうには思っております。

〔6 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

ありがとうございました。

技術的な面では、1カ所気になるのは、村独自でない場合だと、全てインターネット契約をしないと全戸入れない。ですから、うちの場合は村独自のインフラ整備ですので、実は上位につながらなくても一つのネットワークでつながる。要は、インターネットにつなぐ必要すらないのではないかというのが私の考えですので、また研究のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、もう一点、先ほどサテライトオフィスですとかテレワークにつきましては、現時点では村が所有していること、メリットではなく、たまたま周りに追いついたことによつてうちも同じ土俵に上がれるという話ではないかと僕は問ひ詰めたけれども、実はそうではなくて、これを今回、村所有である最大のメリットとして生かすために、例えば定住を目的としたときさっきおっしゃられましたけれども、テレワークですとかサテライトオフィスをされる方につきましては、無料で高速インターネットを整備するということが実は可能ではないかと思ひます。その辺は、法的な制度ですとか平等性を考えたときに、そう単純ではないかと思ひますけれども、村独自であるというメリットは、幾らで売ろうが勝手だということで、村の施策によつて東白川村に事務所を構えられた方につきましては、最大のスピードの光ファイバーを無料で提供できますよと、そんなようなことの提案なんかもいけるんじゃないかと思ひますが、ちょっとその辺についてのお考えも伺ひたいと思ひます。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

御提案ありがとうございます。

今後の検討の中で、十分検討する価値があるお話だと思ひます。いわゆるセールスするわけですので、企業誘致をするために一つのいい条件として出すということは、ここで即決はできませんが、検討してまいる範疇だと思ひます。

〔6 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

村の所有することに対する、今度はデメリットとつながろうかと思えますけれども、今後の周りの状況についての質問を加えさせていただきます。

刻一刻と進化していく情報通信技術ですが、この地域においても、既に民間の手によって無線でのインターネット環境が幾つか整備されています。今後、村のCATVとの競合が予想されます。何らかの対策が必要だと思えますが、その予定について質問させていただきます。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

無線環境に対する競合への手だてということの御質問であると理解します。

CATV事業は格差是正と呼ばれるもので、人口密度の低い地方では都市部と比較してサービスに大きな格差が出るため、その差を埋めるのが基本的な考え方であります。

ただ、これから10年を経過すると、施設の更新を検討する時期が参ります。そのころには、現在では予測できない最先端の通信環境やニーズが生まれていると考えられます。そして、インターネット分野でも民間資本によるサービスが展開され、行政がインターネットサービスを行わなくても住民の皆さんが満足される状態になっているというような状況があれば、これは機器更新については縮小していくことも考えられると、このような状況であります。

現在のところは、この格差是正というところでこの事業に着手したということをお理解いただきたいというふうに思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今、答弁の中で10年という時間をおっしゃられましたけれども、確かにこの東白川において10年前からどうなったか考えたときに、10年前では、先ほど言いました民間による無線でのインターネット環境なんてものは、その時点でも来ないだろうと言われていたのが、やっぱり10年たらずして来てしまいました。

それから、東白川村が十何年前に整備した光ファイバーの段階でも、その時点ではNTTさんが準備していたものは低速のインターネットしかなかったところを、整備している2年間の間に高速のインターネットが全域につながるようになってきたりとか、残念ながら、この10年というスパンで村長は考えておられますけれども、恐らく競合する相手というのは10年待たずしてどんどんやってきます。ですので、10年の間にとおっしゃっている、長いスパンではなく、もっともっと短いスパンの中でどうしていくかという対策を練っておかないと、また10年後に今回と同じような議論がなされないとも限りません。もう少し短いスパンで考え直していただけないかということをおっしゃった上で、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

この通信技術、インフラ、こういったところの日進月歩の進化については同じ認識を持っており
ますので、たまたま補助金を使って10年間の償却ということも考えて、どちらがコスト、先ほど議
論があったコストでということ公設公営という道を選んだわけでございますので、これから数年
間の間にいろんな状況が出てまいります。その折には、またしっかりと議員の知恵もおかりしなが
ら、その時に合った対策も必要かというふうには考えます。

公設公営について先ほど少し答弁を、抜かしたわけではございませんが、つけ加えさせていただ
きますと、やはり東白川村は情報発信力というお話をしたとおりで、独自の番組をしっかりとつくっ
て、村民の生活に密着した番組をお届けし、そしてそれを東白川出身の皆さん方にもお届けしてい
くという、そういった公設公営の強みというのは、やはり総務省のほうでもしっかりとお認めをい
ただいた部分であって、他の地域に負けずに補助対象にさせていただいたという強みでございます。
これは、今までやってきた技術の蓄積、情報の蓄積、資料の蓄積もございまして、これからも自前
の番組をしっかりと作り、記録も残していくという体制がこの村の一つの強みであるというふう
にしていきたいと思います。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今回、光ファイバー化が完了することで、私的にはようやくスタートラインにつけたものだと思
います。スタートラインにもついていなかったものがスタートラインにつけることで、これで近隣
とも競争力を、競争する土壌ができたわけですから、先ほど申し上げているように、とにかく
情報通信の世界では日進月歩の状態が続いています。ですから、担当者の方を含め、とにかく
日々情報収集と、それから勉強等で新しい技術を研究なさって、常に東白川が、今回のスタート
を切れたことで安心するのではなく、スタートを切ったからこそ常に緊張感を持って監視していただ
くことをお願いして、今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

〔2番 安保泰男君 一般質問〕

○2番（安保泰男君）

通告に従いまして、一問一答方式で質問をさせていただきます。

まず、公共施設のグラウンド、公園等におけるトイレの管理について質問をします。

先般の「つちのこフェスタ」の開催の折には、非常に多くの方が来村され、大変なにぎわいのイ
ベントであったと思っております。これ以外にも、総合グラウンドや各公園に各種スポーツ大会、
交流会、キャンプ、観光に来村される方が増加傾向にあります。先日、総合グラウンドにおいて

シニアクラブで美濃加茂市との交流会開催時に、トイレを使用していただくのに苦慮し、おわびしたことがありました。トイレは、おもてなしの基本とっております。このようなことは事前に確認をしておけばよかったと思う反面、村の各施設の全体はどのように管理されているのか心配です。

質問としまして、公共施設における管理体制は、現状どのようになっているのか、伺います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

安保議員の質問にお答えをします。

公共施設における管理体制についての御質問でございます。

公共施設の管理については、基本的には、それぞれの施設の設置の目的に基づき、所管課ごとに適切に管理をしております。

公共施設のうち、住民の福祉を増進する目的とする施設は、公の施設と位置づけをされており、設置条例があります。

この公の施設については、民間の団体や個人を指定して管理していただくことができることになっており、本村では、消防施設、福祉施設、交流施設や公園など45の施設について所管課から民間の団体に管理をお願いしております。

指定管理施設については、団体との間で協定書を締結して、責任の所在をはっきりさせながら管理・運営を行うとともに、指定管理者には、毎年度末に業務報告書の提出をしてもらい、管理状況を確認しております。

また、定例監査では、毎年度、監査委員の皆様にも、抽出ではありますが、公共施設の管理状況を確認いただいております。指摘をいただいた場合には、速やかに改善をするよう努めております。

以上で答弁といたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

管理状態について、より一層の管理業務をお願いしたいと思いますし、それとともに、各施設の管理責任者、あるいは連絡先の掲示をお願いしたいと思います。

それでは、本題であります質問で、総合グラウンドにあるトイレについてですけれども、かなり老朽化しておりますが、村内外の大会、あるいは交流会などで数多く計画されており、その点で衛生面やおもてなしを考慮して、浄化槽設置を望む声もシニアクラブや体育協会などの団体からも持ち上がっておりますが、村としての対応はどのようにされているのか、お伺いします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

総合グラウンドのトイレについての御質問でございます。

総合運動場のトイレの現状は、東側駐車場にあるトイレは男子用が4、女性用の和式が4、洋式が2で、全てくみ取り式のトイレになっております。

また、管理棟横にあるトイレは水洗化してあり、男子用2、洋式2になります。

管理体制は、ふるさと企画に清掃を委託していますので、定期的に清掃を行っていただいています。

また、トイレの利用については、イベントや各種大会が開催された場合に、男性は東側駐車場トイレ、女性は管理棟横のトイレを使用してもらえるように、混乱しないよう指示して使用していただいております。

御質問の東側の駐車場トイレの水洗化については、教育委員会と一緒に以前から検討してまいりましたが、予算的なこと、そして何十人槽という大きな浄化槽を設置する場所、あるいは水道の引き込み等を考えたとき、なかなか設置することが難しいという判断を現在はしております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

今の答弁の中でかなり難しいということですが、ちなみにのはなのきの施設はどのようなになっているでしょうか、お伺いします。はなのき会館のほうの施設のトイレ、浄化槽はどのような形で。

○議長（樋口春市君）

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

はなのき会館につきましては、現在、改修工事を進めております。第3期工事におきまして、男女トイレとも改修を行い、全て水洗化ということで浄化槽が埋まっている状況になっておりますし、新たに男性用と女性用と区分けして、わかりやすい体制づくりをしております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

今のはなのきのほうがそのような設備がされていて、グラウンドと距離がありますけれども、グラウンドの今のトイレ、先ほどの答弁ではかなり難しいということでしたけれども、実際に平地区の下水道につなげるような浄化槽の計画はお持ちでしょうか、お伺いします。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

平中の浄化槽については計画段階で人槽算定をしておりますので、今の段階ではつなぎ込むこともできませんし、管路延長もならないので、物理的に不可能かなというふうに考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

かなり、今のお話から設置自体難しいというようなお話が出ておりますけれども、村民からの要望、あるいは今後の計画の中で具体的に、いつまでもできない、できないではなくて、もう少し具体的に、このような検討が行えるんじゃないかという点について、もう一度お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

駐車場も含めて大規模改修等を考えたときには、当然、新しいトイレの設置というのも考えられるかと思いますが、現況の中であのトイレを活用したものは無理というふうに考えております。

ただ、これから大きなイベントが毎日あるわけではございませんので、各大会等を催されるときに御相談いただいて、外部トイレを臨時で仮設をして使っていただくような取り組みもして、村外の皆さんから不便という御質問でございましたので、そういったことの解消には努める、こういったことを考えていきたいというふうに思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

村長の答弁をお伺いしまして、少し安心いたしました。これからも優先的に御検討をお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

廃プラスチック類の資源ごみの処理についてお伺いいたします。

昨今、プラスチックがなければ朝から何も始まらないほど世の中の依存度が高く、関連産業は経済に大きな地位を占めています。廃棄物を減らし、代替品を開発し使う、生活環境を守り救うのは言うほど簡単ではないというふうに言われる生活の中、廃プラスチック、いわゆる廃プラの処理で、近年、中国、東南アジアなどが輸入規制強化され、国内に廃プラがダブっている状況と言われる中、国内処理業者の取扱価格の上昇、再生エネルギーへの補助促進が検討されていますが、当村ではどのような状況なのか。

そこで質問ですが、このような状況の中、当村の廃プラ処理費用、いわゆる住民負担になるのか、お伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

当村の廃プラの処理費用、住民負担についての御質問でございます。

平成12年度に廃プラの容器包装リサイクル法が施行されました。これに伴い、本村でも廃プラの分別収集を平成14年度から始めました。当時の廃プラ収集量は約4.5トンでしたが、現在は約7トンから8トン程度となっております。

本村の人口は減少傾向にありますが、ごみの搬出量は増加しているということは生活様式の変化のあらわれかと思っております。

議員御質問のとおり、廃プラは、中国、東南アジアの輸入規制により国内での適正な処理義務が問われるようになってまいりました。本村の廃プラ容器は、株式会社橋本「ひまわりクリーンセンター」へ搬出をして、分別処理をした後、株式会社パックスという最終処分場へ搬出をしています。

株式会社パックスでは、搬入された廃プラをさらに分別し、再度洗浄した後、ペレット状にして、再生樹脂やパレット、あるいは擬木へのリサイクルをされております。

廃プラのみでなく、ペットボトルや発泡トレイのリサイクルも厳しくなると思われますが、本村の場合は先進的に進めていきますので、今後もこの取り組みを続けていきたいと考えております。

処理費用については、今のところ増額になる話は来ておりませんが、その場合は議会との審議をお願いすることになるかと思います。

また、住民の皆様にご負担をお願いしておりますごみ袋については、資源ごみ袋は、平成23年度から無料化を実施しております。今後も無料化が続けられるよう、適切な分別処理をお願いしたいと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

ごみ袋自体、資源・不燃ごみ、別処理になるのではないかと。

そこで、受け入れ体制の改善で、袋の再利用、あるいは持ち込み用、エコバッグのようにならないかと。集荷と処理管理についての検討はいかがでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

まず、資源ごみと不燃ごみの処理について御説明を申し上げます。

資源ごみについては、回収した後、村直営で八百津町の株式会社橋本「ひまわりクリーンセンター」へ搬出をいたします。このひまわりクリーンセンターでは、品目ごとに再度仕分けをして、最終処分場へ搬出をしております。

不燃ごみについては、収集運搬を株式会社橋本と委託業務契約を締結していますので、ガラス類、金物類、それぞれ年5回、回収を実施しています。

その後の処理については、資源ごみ同様、ひまわりクリーンセンターで再度仕分けをして、最終処分場へ搬出をしております。

議員御質問の住民がエコバッグのようだというお話は、どこかにコンテナを置いて、満タンになったら回収をすればという御意見かと理解をしました。

資源ごみについては、村直営で収集運搬を実施しており、収集の間に袋に入っていないとパッカー車への積み込みには多大な時間と手間が費やされます。

また、同様に、ひまわりクリーンセンターでも資源ごみ10袋程度を一つの固まり——これをベールといいますけれども——として最終処分場へ搬出をしておりますので、ばらばらですとベールをつくるのにも時間と手間が必要になってまいります。

御指摘のとおり、資源袋、不燃袋は、厳密に言えばプラスチック容器ではないので、さらに仕分けられていきます。その袋は、本村のパッカー車へ積み込み、ささゆりクリーンパークで可燃ごみとして焼却処理をしておりますが、今のところ、スムーズな回収と処理ができていますので問題はないと思っております。

ごみというものは袋がないとばらけてしまい、非常に始末が悪いと思い、そこで有効なのは資源ごみ袋かと思っております。本村は、資源ごみ袋は無料でございますので、住民の皆さんにも資源ごみを手軽に出せていただいていると考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

今の答弁にありましたように、やはり処理していただく手間を考えると、袋の必要性というのは不可欠なものかと思っております。

それで、現状、集荷はスムーズに処理できていると思われませんが、それでも外出困難者が今後ふえてくると、越原集中倉庫の管理限界が来るのではないかと思われませんが、この点について見通し及び対策をお伺いします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

御質問の越原倉庫の資源ごみの搬入品目は、ペットボトル、発泡トレイ、プラスチック包装容器となっております。また、不燃ごみで回収されなかったごみも一時的に置いております。

現在の運用状況を御説明申し上げますと、ごみステーションに出された資源ごみの回収を週2回行っています。奇数月の決められた日には、各集落の集積場に出された資源ごみを回収日の翌日、職員が回収し、日向倉庫に一時保管をしております。

この資源ごみの回収量は、夏場の多いときでペットボトルで約180ネット、発泡トレイ約90ネット、廃プラスチック約600袋となっています。これを重量でいいますと、ペットボトル約1,500キロ、発泡トレイ約250キロ、廃プラ約1,300キログラムであります。

回収した資源ごみは、その都度、八百津町の株式会社橋本「ひまわりクリーンセンター」へ搬出をしていますが、本村のパッカー車で、それぞれごみごとに2回ずつ搬出をしております。

1週間のうちに回収して搬出をするというサイクルで処理をしておりますので、日向倉庫が収容限度を超えることはありません。議員の皆さんや住民の皆さんにも、機会があれば日向倉庫をごらんいただければ幸いですと考えております。

御指摘の外出困難な方の対策としましては、介護保険を御利用の皆様については、ヘルパーさんの援助をお願いをしたいと思っております。

また、介護保険を受けていない皆様については、みまもり訪問員さんやお隣同士の声かけなど、福祉の分野での対応をしっかりとしていく考えでおります。

以上で答弁といたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

先日の6月1日の中日新聞に、ここは国際的でしたけれども、フィリピンがカナダのリサイクルごみを返却する事態が掲載されておりましたですし、いつ状況は変化するかもわかりませんが、今後も毎日出される廃プラであり、減らすことも当然進められておりますが、国内外、これから変わるかもしれないし、変わらないかもしれない。村として柔軟な対応策をお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、お昼は午後1時から会議を再開いたします。

午前11時48分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第27号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第7、議案第27号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第27号 東白川村税条例の一部を改正する条例について。東白川村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年6月18日提出、東白川村長。

次のページをごらんください。

東白川村税条例の一部を改正する条例。

第1条、東白川村税条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、地方税法の改正に伴うもので、特例控除対象寄附金、いわゆるふるさと納税ですけれども、それに関する規定、住宅借入金の控除対象の一般の拡充、軽自動車税のグリーン化特例につきまして3段階での改正と環境性能割の特例の新設、その他は法改正に伴います条項のずれ等を改正するものになっておりまして、第1条から第5条までの改正となっております。

では、お手元の新旧対照表の1ページをごらんください。

右側が現在の条例、左側が改正案となっております。

それでは、第1条について説明させていただきます。寄附金税額控除、第26条の8につきましては、寄附金の特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金、いわゆるふるさと納税でございますが、これとする法改正に伴います改正でございます。

2ページをごらんください。

附則第5条の6の2につきましては、住宅借入金の特別控除に係る控除期間を2年間延長する改正と、3ページの住宅借入金特別税額控除に係ります新築要件を廃止する改正で、第2項を削りまして、第3項に必要な改正を行いまして、第2項にするという改正でございます。

4ページをごらんください。

寄附金税額控除における特例控除額の特例、第5条の7については、地方税法第314条の7の改正に伴う規定の整備でございます。

5ページをごらんください。

個人の村民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等、第6条の2と7ページ中段の第6条の3につきましては、申告特例の対象を特例控除対象寄附金、ふるさと納税にする規定の整備でございます。

7ページの最下段から10ページの中段までにかかりますけれども、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、第7条の6の2につきましては、地方税法の改正に合わせて村税条例との整合を図るものでございます。

11ページの中段下から16ページまでにかかりますが、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、第7条の8につきましては、高規格堤防の整備に伴い、建てかえ家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき規定について、法規定の新設があったことを受けまして、第6項から第11項について必要な改正を行い、それぞれ第7項から第13項を1つずつ繰り下げまして、第6項に新設した、ごらんの規定を設ける改正となっております。

す。

16ページの中段から20ページのほうにかかりますが、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等、第7条の9は、法規定の新設により反映すべき点を新設するものでございます。

20ページ中段から26ページまでになりますが、軽自動車税の税率の特例、第13条は、軽自動車のグリーン化特例につきまして、第1項で重課規定とあって、現在でも古い14年以上たった軽自動車については軽自動車税が少し高くなっているんですけども、その重課規定を平成31年度に限ったものとして、平成29年度分の軽減課税規定がある第2項から第4項までを削除し、残りの項を2項上に繰り上げるとともに、地方税法及び村税条例との整合を図る改正でございます。

また、26ページの軽自動車税の賦課徴収の特例、第13条の2につきましては、第13条の改正に伴う改正となっております。

26ページ下段、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等、第18条につきましては、規定の改正に伴います改正でございます。

29ページをごらんください。

ここからは第2条の改正になります。

村民税の申告、第28条の2につきましては、申告書記載事項の簡素化を図る規定の追加で、第5項から第7項までを第6項から第8項にそれぞれ繰り下げまして、第5項にごらんの規定を新設するものでございます。

個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書、第28条の3の2につきましては、30ページまでかかりますが、法改正により単身児童扶養者の給与分の扶養申告書につきまして、次の第28条の3の3につきましては、33ページまでかかりますが、単身児童扶養者の年金分の扶養親族申告書にそれぞれ追加する規定の整備でございます。

33ページ中段、村民税に係る不申告に関する過料、第28条の4は、28条の2の改正との整合を図るものでございます。

附則、34ページをお願いいたします。

右側のところにありますけれども、現行の軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例、附則「第12条の2」を「第12条の2の2」にし、軽自動車税の環境性能割の非課税、第12条の2を法改正に合わせて新設するものでございます。

36ページをごらんください。

中段下になります。軽自動車税の環境性能割の税率の特例、第12条の6につきましては、税率を1%減とする臨時的な軽減規定を新設するものでございます。

37ページでございます。

軽自動車税の種別割の税率の特例、第13条は、第1項におきまして重課規定、税金を重くする規定を整備し、第2項から40ページの第4項までで平成32年と平成33年度の軽減課税規定を規定するものでございます。

40ページの中段下でございます。

軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例、第13条の2は、法改正に合わせて種別割の賦課徴収の特例規定を新設するものでございます。

43ページをごらんください。

ここからは第3条の改正となります。

個人村民税の非課税の範囲、第17条につきましては、単身児童扶養者を非課税措置対象者へ追加をする規定を整備するものでございます。

附則、軽自動車税の種別割の税率の特例、第13条では、重課規定と平成34年及び平成35年度分の軽減課税対象を電気自動車等に限った上での規定を新設するものでございます。

次に、45ページをお願いします。

軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例、第13条の2につきましては、第13条の改正との整合を図るものでございます。

46ページをごらんください。

ここからは第4条の改正となります。

平成28年条例第24号について、今回の法改正との整合を図るために、軽自動車税の環境性能割の税率の特例、第12条の6について、第2項を46ページから47ページの内容に改正するものでございます。

49ページをお願いします。

ここからは第5条の改正となります。

平成30年条例第11号につきまして、今回の法改正との整合を図るため改正するものでございます。第32条の6につきましては、条例間の整合を図り、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の喪失に伴う申告書の提出方法の柔軟化及び電子通信回線の故障、災害その他の理由によりまして電子情報処理組織を使用することが困難と認められる場合の措置と、その他書類の所要の規定を整備するものでございます。

53ページからの附則第1条、第2条につきましては、今回の条例改正での整合を図るための改正でございます。

本文にお戻りいただきたいと思います。

7ページほどめくっていただきますと、左側のところに附則がありますので、ごらんいただきたいと思います。

附則、施行期日、第1条、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号、第1条中村税条例第26条の8の改正規定並びに同条附則第5条の7、第6条の2及び第6条の3の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定、平成31年6月1日。

第2号、第2条及び附則第7条の規定、平成31年10月1日。

第3号、第2条中村税条例第28条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第

6項とし、第4項に次の1項を加える改正規定並びに第28条の3の2、第28条の3の3及び第28条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定、平成32年1月1日。

第4号、第3条中村税条例第17条の改正規定及び附則第4条の規定、平成33年1月1日。

第5号、第3条及び附則第8条の規定、平成33年4月1日。

右側のページをお願いします。

村民税に関する経過措置、第2条、別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成30年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

第2項、新条例第26条の8並びに附則第5条の7及び第6条の3の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成31年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

第3項、新条例第26条の8第1項及び附則第6条の3の規定の適用については、平成32年度分の個人の村民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。これにつきましては、表のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

第4項、新条例附則第6条の2第1項から第3項までの規定は、村民税の所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の地方税法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、村民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第3条、附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の村税条例第28条の2第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に平成32年度以後の年度分の個人の村民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の村民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

第2項、32年新条例第28条の3の2第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払いを受けるべき村税条例第28条の2第1項に規定する給与について提出する32年新条例第28条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

第3項、32年新条例第28条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払いを受けるべき所得税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等について提出する32年新条例第28条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条、附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の村税条例第17条第1項の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成32年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

固定資産税に関する経過措置、第5条、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度

以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

軽自動車税に関する経過措置、第6条、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条、別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の村税条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

第2項、31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条、附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の村税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

村税条例は以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

条例の文について問題はないのですが、平成が31年度で終わったのに、平成45年とか32年とか、ところどころに平成で出てくる部分があるんですが、今回改正するに当たって、ここを令和にするということはなかったのでしょうか。

○議長（樋口春市君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

そういうことも思ったんですけども、準則といって市町村の条例に対するひな形みたいなものが送られてきて、それが全て平成だったので、今回は平成で統一させていただいて、運用上、令和に読みかえていただくというようなことを考えまして、全部平成でやらせていただきました。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

ということは、現在はこの平成で45年なら45年で出ているんですけども、いずれまた改正でこの数字が令和に変わるということもあり得るということでしょうか。

○議長（樋口春市君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

それにつきましても、読みかえ規定で設けるか、令和というふうにするか、ちょっとまだ準則が来ていないのでわかりませんが、どちらかで対応させていただく予定でございます。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第27号 東白川村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第28号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第8、議案第28号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

議案第28号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例について。東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年6月18日提出、東白川村長。

1枚はねていただきまして、東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例でございます。

それでは、新旧対照表の57ページのほうをごらんいただきたいと思います。

別記1でございますけれども、改正後です。新たに今回、5号にライフライン保全対策事業を追加するものでございます。このライフライン保全対策事業につきましては、県のライフライン保全対策事業費補助金交付要綱で制定されております。この事業については、台風、大雪等による停電及びこれに起因する被害の発生を抑止するため、あらかじめ電線周辺の倒木のおそれがある立木を伐採する事業でございます。

分担金の賦課基準及び非徴収者の分担金の額でございますけれども、当該事業の受益者であります一般電気事業者に対して賦課するもので、分担金の額は、100分の50でございます。

それでは、本文に戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第28号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第9、議案第29号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第29号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年6月18日提出、東白川村長。

次のページをごらんください。

東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

東白川村国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、地方税法の改正に伴うもので、保険税の負担の公平性の確保から課税限度額の引き上げと、低所得者に対する税額の軽減措置に対する軽減判定所得の見直しが行われ

たものでございます。

新旧対照表は59ページをごらんいただきたいと思います。

右側が現在の条例、左側が改正案でございます。

課税額、第2条第2項につきましては、基礎課税額を3万円引き上げて61万円にするものでございます。

国民健康保険税の減額、第23条につきましては、課税額の上限を3万円引き上げて61万円にすること、5割軽減の規則があります第2号につきましては、軽減判定所得に使用する金額を5,000円引き上げて28万円に、2割軽減の規則がある第3号につきましては、軽減判定に使用する金額を1万円引き上げて51万円にする改正でございます。

本文にお戻りいただきたいと思います。

附則、施行期日、1. この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

適用区分、2. この条例による改正後の村国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第29号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第10、議案第30号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第30号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について。東白川村介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年6月18日提出、東白川村長。

次のページをごらんください。

東白川村介護保険条例の一部を改正する条例。

東白川村介護保険条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、消費税の2%引き上げの使途分の中で介護保険料の軽減が盛り込まれておりまして、そのことを受けまして、低所得者の保険料軽減が拡充された法改正による改正でございます。

新旧対照表につきましては、63ページをごらんください。

こちらも右側が現在のもの、左側が改正案でございます。

第4条第5項で軽減期間を本年度と来年度の2年間とし、第1段階の軽減につきましては、現在は保険料の基準額5万6,400円に0.45を掛けた「2万5,300円」であったものを、0.375を掛けました「2万1,100円」に下げるというものでございます。

第6項につきましては、今まで軽減はなかったわけですが、第2段階の保険料の基準額につきまして、第2段階の保険料を基準額に0.625を掛けた「3万5,200円」に、それから第7項では、これも軽減がなかったんですけれども、第3段階の軽減につきまして、基準額に0.735を掛けました「4万800円」に軽減するものでございます。

本文にお戻りいただきたいと思えます。

附則、施行期日、第1条、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

経過措置、第2条、改正後の村介護保険条例第4条の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第30号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第11、議案第31号 東白川村定住促進条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

地域振興課長 桂川憲生君。

○地域振興課長（桂川憲生君）

議案第31号 東白川村定住促進条例の一部を改正する条例について。東白川村定住促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年6月18日提出、東白川村長。

1ページめくっていただきまして、東白川村定住促進条例の一部を改正する条例ということで、新旧対照表は65ページになります。

今回の改正では、定住の用語の定義につきまして、これまではIターン者と3年以上村を出ておった方が戻ってきた場合のUターンということに限定をしておりましたが、今回、これを拡充しまして、東白川村で新築、あるいは中古住宅を購入して住民登録を続けていただければ定住とみなすということに拡大をしております。

また、第4条の事業につきまして、これまで定住促進事業につきましては、I・Uターン者の5項目にわたる事業、住宅の整備などの助成を入れておりましたが、これを中古住宅の購入と新築住宅、この2つに限定をいたしました。

そして、第2号のところでは民間の空き家住宅整備への助成事業を別事業として取り出しまして、7号に東白川村奨学金等返済支援補助金交付事業を追加いたしました。

本文に戻っていただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行する。

この条例による改正前第4条第1項第1号エの規定により助成を受けた者については、改正後も継続するものとする。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

この条例につきましては、何度も勉強会等をしていただき見識を深めたわけですが、今の課長の説明の中でありました、最初の定義のところにおける定住ということを拡充する形でと言われまし

た。要は、I・Uターンに限らずということ述べられましたけれども、拡充というイメージと今回の定住の定義の中では、例えば本来ですと、定住の定義というのを辞典等で調べた場合は、一定の場所に住むことを決めている方、要はそれは自己所有ではなくても賃貸であろうが、住むことを決めている人は全部定住者とみなすんですが、今回の条例の改正において、あえて所有した者だけを定住者とみなすというところでイメージの中で拡充されたと言いましたけれども、どっちかという狭めたイメージがどうしてもつきまとうんですが、これは課長ではなく村長に伺うべきだと思うんですが、もう一度定住の意味を、今回のこの条例においては一般的な定住に対してかなり狭い意味で定められたわけなんで、この定義の部分はかなり大切だと思いますので、もう一回、村長の思いというか、あえて定義の幅を狭められている部分について御説明をお願いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

狭められたというのは一般的な定義の表現からの話だと思ひまして、条例上では拡充されたというふうに思ひます。というのは、勉強会でも御説明したと思ひますけど、全く外から入ってくる人だけではなくて、この村にとどまる人、住宅を建てたり購入したり、その人たちも定住していただけるという、人口が減らない人という考えで、そういう意味で課長は拡充という言葉を使ったというふうに御理解をいただければと思ひます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

以前、全協の質問等で、例えば購入をしない方に対してはどうかということに関しては、その下のほうの条例の促進の部分で当然フォローされているよということはありませんけれども、うちの田舎に住むときに家を購入した者だけが定住者とみなされ、それから賃貸の場合は、定住とはまだ認めないというイメージがどうしてもこの条例の中から漂ってくるんじゃないかということを懸念して、ちょっと今の質問を実は重ねているわけで、一般的な定住の定義よりも狭くなっていることの怖さというのは、この村では住宅を購入しないと、まるで住民として受け入れが終わっていないようなイメージを持たないかという懸念で、もう一度村長の思いを述べていただきたくて質問しております。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

住宅を買わない人は定住ではないというふうにとられがちという御指摘かと思ひますが、村営住宅等で生活をしてみえる方については、いずれは、それぞれ住宅によって年度とコストは違うわけ

ですけど、助成もあるわけですけど、この条例で促進したいことは、住宅を購入したり、あるいは新築したりして定住していただける方に対しての助成を目的とした条例でございますので、一般論としてずうっと、例えば民間のいわゆる集合住宅等で、今、民間の集合住宅というのは、はっきり言って、ないとは思うんですけども、もしこれからできて、そこでずうっとという場合はどうなるのという多分質問だと思いますが、今回の条例では人口対策としてやりますので、一般論としての比較ではなくて、現在では村営住宅に入ってみえる方も、いつかはそういった形で独立をしていただけるようなことを期待しながら、援助を行っていくという趣旨で条例を整備しておるといふうに御理解をいただきたいと思います。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号 東白川村定住促進条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第31号 東白川村定住促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第32号から議案第36号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第12、議案第32号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から、日程第16、議案第36号 令和元年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの5件を補正関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

議案第32号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第2号）。令和元年度東白川村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,794万9,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億5,150万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年6月18日提出、東白川村長。

2ページから4ページの歳入歳出予算補正と6ページ、7ページの事項別明細書の総括の朗読を省略し、8ページの歳入から説明をさせていただきます。

2. 歳入。

9款1項1目地方交付税、補正額2,194万4,000円。説明のほうですが、普通交付税2,194万4,000円、収支のバランスをとるものでございます。

11款1項9目消防費分担金、補正額226万円。説明欄で、ライフライン保全事業分担金でございます。これは電気事業者からの分担金50%分でございます。

2項2目総務費負担金、補正額1万円。インターネット加入者負担金（滞納繰越分）1万円でございます。

13款2項3目民生費国庫補助金、補正額792万8,000円。説明欄で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、これは次期システムに係る経費でございます、161万6,000円。プレミアム付商品券事務費補助金が231万2,000円、プレミアム付商品券の発行補助金が400万円でございます。

続きまして、14款1項8目土木費県負担金、補正額143万6,000円。説明で、地籍調査負担金で、国の内示に伴います増額分で143万6,000円でございます。

2項2目総務費県補助金、補正額110万円。空き家修繕事業補助金10万円のマイナス、東京圏からの移住支援事業費補助金ということで120万円。

6目農林水産業費県補助金、補正額180万円、水源林公有林化支援事業補助金でございます。

9目消防費県補助金、補正額113万円。ライフライン保全事業補助金、県の事業費の4分の1の分でございます。

19款4項4目雑入、補正額34万1,000円。説明欄で、消防団員退職報償金が10万1,000円、J-V E Rの還元金が12万7,000円、建物災害共済金が3万6,000円。次のページへ行っていただきまして、立村130周年記念行事参加料ということで、文化講演会に係る参加料の2万5,000円。消防団員公務災害補償費ということで2万6,000円。消防車両処分に伴う保険等還付金ということで、前年度のポンプに係る残存期間の分の還付金でございます。

続いて、歳出のほうへ行かせていただきます。

1款1項1目議会費、補正額1万4,000円。説明欄でございますが、議会事務局費、職員共済組合負担金が4,000円、あと事務用消耗品、傍聴者用のお茶ということで、ペット茶で1万円でございます。

2款1項1目一般管理費、補正額38万4,000円。説明欄へ行っていただきまして、総務一般管理費216万1,000円でございますけれども、これにつきましては、給料、職員手当等、賃金につきましては、人事異動に伴う、それぞれ人件費の増減でございます。続きまして、自治会等運営支援事業ということで82万9,000円でございます。1枚はねていただきまして、公の施設等修繕補助金とい

うことで、黒淵クラブ等のエアコン購入に係るものと、加舎尾クラブのエアコン、机・椅子の購入について補助金申請がございました。これについては、指定管理の修繕に係る費用負担の基準によりまして補助金を支出するものでございます。続きまして、マイナンバー制度活用費ということで161万6,000円でございます。これについては、自治体間の中間サーバーのプラットフォームの運用経費ということで、次期システムに係る経費ということで、これについては国が措置する分ということで161万6,000円でございます。続きまして、立村130周年記念事業ということで、歌舞伎保存会の補助金でございます。今回、記念大会の共催に伴います歌舞伎保存会、外題の増に係る分の補助金でございます。

続きまして、3目財政管理費、補正額11万5,000円。財政管理費一般11万5,000円でございます。これにつきましては、7月から自治会にお願いします公共施設のアンケート調査に係る封筒、郵送料等の経費の分でございます。

続きまして、5目財産管理費、補正額329万9,000円。物件管理費、修繕料ということで、旧越原保育園前のバス待合所修繕料ということで、ここの待合所のほうでございますが、経年劣化等によりまして屋根のポリカ等がかなり劣化しておりまして、今回、その張りかえと、鉄骨のさび等の塗りかえの費用でございます。続きまして、総合行政情報システム運営費ということで309万4,000円でございます。国民年金システム改修委託料につきましては、所得データの見直しに伴う改修でございますし、会計年度任用職員につきましては、システム開発委託料。あと、子ども・子育て支援システム改修委託料165万8,000円につきましては、幼児教育の無償化に係る改修でございます。

続きまして、6目企画費、補正額196万2,000円。説明欄ですが、東白川つながるナビ事業ということで、需用費の事業系消耗品30万円につきましては、空き家の片づけに関する掃除道具等の一式購入費。あと、修繕料、施設修繕料3万7,000円につきましては、見晴らしの宿のガスコンセントの修繕。あと、役務費の家財処理手数料につきましては、今後、廃棄物等が空き家から出ますので、その運搬料を見ております。あと、補助金につきましては、空き家対策事業補助金の30万円の減でございますけれども、これは片づけの補助金を当初30万円見ておりましたが、直営ということで減。東京圏からの移住支援事業補助金ということで160万円、複数世帯の移住補助金が100万円、単身世帯については60万円ということの計上でございます。

続きまして、10目地域情報化事業費ということで補正額2万8,000円。説明欄で、CATV機器管理運営事業でございます。その他手数料で、スタジオのモニター用テレビの廃棄の処分費ということで2万8,000円でございます。

12目の地方創生事業費、補正額301万8,000円。説明欄で、林業・製材業・建築業担い手育成事業ということで、補助金で育成事業の研修生の受け入れ補助金ということで、4人から7人に、3名増加するということの増額の補助金でございます。

次のページへ移っていただきまして、2項1目税務総務費、補正額166万5,000円の減額でございます。説明欄で、給料、職員手当等の減額でございますが、これにつきましては、人事異動に伴う給与費の減額でございます。

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額6,000円。説明欄では、職員手当等の通勤手当の増額でございます。

2目の住民情報処理費、補正額43万2,000円。説明欄で、住基ネット直接連携システム利用料でございます。これにつきましては、本当は12カ月分が必要でありましたが、ちょっと未計上の分があったということで、今回、増額をさせていただく分でございます。

4項2目参議院議員選挙費、補正額4万9,000円。説明欄で、参議院選挙のポスター掲示板使用料ということで、今回、掲示板の区画変更による増ということで、6区画あったものが今回から8区画になるということで、その分の増額でございます。

3款1項1目住民福祉費、補正額119万2,000円。説明欄で、住民福祉費一般82万7,000円でございます。これにつきましては、給料、職員手当等、共済費等については、人事異動に伴う増額でございます。国民健康保険特別会計繰出金36万5,000円、これは法定内繰り出しでございますが、職員給与費の増に係る繰り出しでございます。

3目保健福祉費、補正額641万4,000円。保健福祉費一般で職員共済組合負担金が2,000円。次のページへ行っていただきまして、経済対策プレミアム付商品券事業が641万2,000円、これについては事務用消耗品ということで、申請書の封筒等の関係。あと、役務費については郵送料。あと、システム開発委託料、申請書作成処理委託料等で107万6,000円。補助金につきましては、プレミアム商品券の補助ということで、800名の方に1,000円券を5枚ということで400万円。あと、商品券発行事務支援補助金ということで、商工会のほうに事務を取り扱っていただきますので、その分が100万円でございます。

4目老人福祉費、補正額198万6,000円。説明のほうで老人福祉費一般でございます。サッシ、ガラス修繕料ということで、これにつきましては社会福祉協議会の出入り口のドアがちょっと小動物の乱入により破損いたしましたので、その修繕。あと、備品購入費では、せせらぎ荘の大型浴槽超音波発生装置でございますけれども、これが老朽化によって使用不可になりまして、今回、新たに購入させていただく分が171万8,000円。あと、せせらぎ荘のエアコンにつきましては、せせらぎ荘の居住部門でございますけれども、5部屋あって1部屋が窓がない部屋になっておりまして、季節によって温度が上がって窓もあけられないというようなときがありまして、今回、エアコンを購入させていただく費用が20万6,000円でございます。続きまして、神土交流サロン運営事業でございます。土地借り上げ料が2万5,000円、これにつきましては駐車場の土地の借り上げ料ということで、本年度6月から3月までの分の10カ月分でございます。

続きまして、2項1目児童福祉総務費、補正額38万1,000円の減額でございます。説明欄で、子育て支援室運営事業38万1,000円減、これにつきましては、人事異動に伴う給料、職員手当等、共済費等の増減額でございます。

2目認可保育所費、補正額251万円減。これにつきましては、みつば保育園の関係の給料、職員手当等の減額でございます。

続きまして、4款1項1目保健衛生総務費、補正額43万5,000円の減額でございます。説明欄で

保健衛生総務費一般につきましては、給料、職員手当の減額と、あと賃金の増額ということで、43万5,000円の減額でございます。

続きまして、3目母子健康センター費、補正額5,000円。これについては、職員の共済組合負担金の分でございます。

5目環境対策費、補正額185万8,000円。説明欄で、環境総務費の職員の給与費に係る分と、あと繰出金で簡水の特別会計への繰出金ということで、運営費の不足に伴う増額で、184万6,000円でございます。

6款1項2目農業総務費、補正額836万9,000円。説明で農業総務費につきましては、職員1名分の給与費の増ということで、当初予算では違う科目にあったものが、今回、ここへ組み替えということで、職員1名分の増額でございます。

続きまして、4目の農業構造改善事業費、補正額24万5,000円。気象情報高度利用事業のその他修繕料ということで、通信用パソコンの故障によりますデータの送受信のパソコンの取りかえの分でございます。

2項1目林業総務費、補正額6万6,000円の減額でございます。説明欄で、これにおいても人事異動に伴う給与費の減ということで、給料、職員手当等の減額でございます。

2目林業振興費、補正額180万円。説明のほうで村有林管理事業で委託料のほうでは、水源林公有林化調査委託料の80万円、あと公有財産で山林購入費が100万円ということで、これについても県の森林環境基金の事業を活用しましての山林購入と調査業務でございます。

7款1項1目商工振興費、補正額848万1,000円の減額でございます。説明欄のほうで商工振興費一般では、給料、職員手当等、共済費等の減額となっておりますが、これについては人事異動及び事務分掌変更によりまして違う科目へ移ったことによります給与費の減額でございます。あと、補助金で商工業新規開業支援補助金ということで100万円でございます。これにつきましては、診療所の移転に伴いまして、薬局を新たに新築していただきます、かざはな薬局さんに対する補助金でございます。この支援補助金の交付要綱第2条第3項の村長が認めた個人もしくは企業が対象というところと、同じく第4項の村長が認めた経費に基づくというのがこの補助金の判断基準でございます。地域振興費一般426万5,000円につきましては、それぞれ人事異動に伴います職員の増額分でございます。

2目地域づくり推進費、補正額214万4,000円。説明のほうで、こもればの里総合管理事業で伝承広場の遊具撤去工事については、遊具が腐食により危険なため、安全面を考慮しての撤去ということで32万4,000円でございます。地域おこし協力隊事業182万円でございますけれども、これについては、来年度新たに地域おこし協力隊の募集をする関係で、東京、名古屋等で説明会を行う関係の事前見学、面接等の費用弁償、あと職員の普通旅費。需用費については、来村者に対応のお弁当代。あと、役務費の宅配便料金につきましては、パネルとか説明会資料を送付するものでございますし、ホームページの掲載料については、これは仕事百貨というところにホームページの掲載をお願いする費用と、あと協力隊募集のホームページの作成委託料につきましても、同じく仕事百貨のほうに

作成をお願いする分ということで95万4,000円でございます。あと、有料道路料金と説明会の会場借り上げ料ということで、東京の説明会での会場借り上げの分でございます。

次のページに移っていただきまして、8款1項1目土木総務費、補正額17万3,000円。説明欄で土木総務費一般については、職員の昇格等に伴う給与費の増額でございます。

2目地籍調査費、補正額270万円。地籍調査事業の負担金対象でございます。委託料が270万円ということで、予算内示に伴う増額分ということで、平地区が該当でございます。

2項1目道路橋梁維持費、補正額670万円。説明のほうで道路橋梁維持事業ということで、村道日照木等除去委託料が70万円、これは上親田線の支障木の除去でございます。あと、高橋の安全対策検討業務委託料350万円でございます。これについては、今年度、ちのこフェスタで多くの方が高橋を渡られているということで、かなりちょっと危険があるということで、追加の防護柵とか、荷重の検討等の関係の業務委託料でございます。あと、工事請負費、村道維持修繕工事につきましては、沢尻線の排水溝、あと藤の木1号線の舗装工で、合わせて250万円でございます。

3項1目住宅管理費、補正額297万円でございます。説明で委託管理費の退去修繕料ということで、フラットハイム木曾渡住宅、清流荘の関係で70万円。工事請負費につきましては、中根荘の3・4号の解体工事、場所については、地域運動場と牧野義人さんのところの間にある住宅でございます。あと、曲坂住宅のシロアリ防除工事が70万円の減額ということでございます。

9款1項1目非常備消防費、補正額17万円。説明欄で、消防総務費で消防団員災害補償費、これにつきましては操法訓練中の負傷者に係る公務災害補償ということで、基金から来る分を一般会計に受け入れて支出するものでございます。あと、消防団員退職報償金につきましては、退団者が決まりまして報償金の額が確定したことによる追加の14万4,000円でございます。

2目消防施設費、補正額140万6,000円。これにつきましては車両修繕料ということで、第3部の自動車の連成計の故障によります、その交換費用が16万2,000円。あと、工事請負費につきましては、消防団の車庫の修繕ということで、第4部の7ポンプを今回新規で購入するわけですけれども、その車両が入るように屋根等の間口を広げる工事費が124万4,000円でございます。

3目災害対策費、補正額488万1,000円でございます。説明欄で委託料3,770万円、電線支障木除去委託料ということで、ライフライン保全事業により本年度行う予定であります加舎尾西洞地区の電線支障木の除去委託費でございます。めくっていただきまして、備品購入費、村の防災無線無停電電源装置のバッテリーでございますが、その中のUPSという機能の故障によるバッテリーの交換が36万1,000円。あと、補償費でございますけれども、ライフライン保全事業によります支障木等の伐採補償費が75万円でございます。

10款1項2目事務局費、補正額408万1,000円の減。説明欄でございますが、教育委員会事務局費、給料、職員手当等につきましては、人事異動に伴う職員の減でございますし、臨時職員の関係の増額ということでございます。

2項1目学校管理費、補正額59万2,000円。説明欄で小学校施設営繕費、施設修繕料でございますけれども、校舎西側の道路の張り石の撤去修繕に係る費用が59万2,000円でございます。

2目教育振興費、補正額6万6,000円。小学校教育振興費一般で教材用消耗品ということで、フラワーブラボーコンクールに関しまして、腐葉土、肥料、作業用品等を購入する費用でございます。

3項中学校費、1目学校管理費、補正額53万円。説明欄でございますけれども、中学校施設営繕費の施設修繕料ということで、これも雨漏りによります校舎西側の陸屋根の塗膜防水修繕ということで、その費用が53万円でございます。

2目教育振興費、補正額はゼロでございます。中学校教育振興費一般で、これは知能及び学力検査に係る採点の手数料から助成金にしたということで、英語検定3級に係る支出科目の変更でございます。

次のページへ行っていただきまして、4項社会教育費、2目公民館費、補正額206万円。説明欄で、はなのき会館ホール事業206万円でございます。これについては、10月に立村130周年記念の協賛行事で行います文化講演会に係る経費ということで、落語家の三遊亭円楽さんをお呼びして、講演をやっていただく費用でございます。その関係で、記念品、あと看板作成費、パンフレット作成費、講演者委託料等の経費で206万円でございます。以上です。

○議長（樋口春市君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第33号 令和元年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。令和元年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,852万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年6月18日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書の朗読を省略させていただきます。7ページから説明させていただきます。

7ページをお願いします。

2. 歳入。

3款1項1目保険給付費等交付金、補正額は24万3,000円の増額でございます。説明欄を見ていただきまして、特別調整交付金ということで、システム改修に伴う特別調整交付金でございます。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額36万5,000円。職員給与等の繰入金でございます。

6款1項1目繰越金、補正額は61万8,000円の増ということで、前年度繰越金で収支のバランスをとるものでございます。

8ページをごらんください。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額60万8,000円の増。説明欄を見ていただきまして、一般管理費の給料、職員手当等、共済費につきましては、職員の昇格による追加分でございます。委託料につ

きましては、国民健康保険システム改修委託料で24万3,000円でございます。特定財源をごらんいただきまして、国県支出金24万3,000円を財源充当しております。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分、補正額は11万6,000円の増でございます。次のページをごらんください。2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、補正額は24万2,000円の増でございます。その下の3項1目介護納付金分、補正額は26万円増ということで、この3点につきましては、県の納付金額の確定によりまして追加をお願いするものでございます。

国保特別会計は以上でございます。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

議案第34号 令和元年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）。令和元年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ285万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,865万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年6月18日提出、東白川村長。

それでは、2ページから6ページを省略させていただいて、7ページをごらんください。

2. 歳入。

1款2項1目手数料、補正額2,000円の増。説明をごらんください。開栓及び再開栓手数料です。

2款1項1目一般会計繰入金、補正額184万6,000円の増。説明をごらんください。一般会計繰入金、運営費分です。

5款1項1目分担金、補正額100万6,000円の増。説明をごらんください。加入者分担金、2件分でございます。

それでは、8ページをごらんください。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額100万6,000円の増。説明をごらんください。一般管理費、積立金、東白川村簡易水道基金積立金です。先ほどの歳入で説明しました分担金を基金に積ませていただきます。

3款1項1目施設維持管理費、補正額184万8,000円の増。説明をごらんください。施設維持管理費、工事請負費、大明神浄水場PAC注入設備修繕工事47万3,000円、大明神浄水場コンプレッサー修繕工事137万5,000円、ともに機器の修繕をお願いするものでございます。よろしくお願ひします。

続いて、議案第35号をごらんください。

議案第35号 令和元年度東白川村下水道特別会計補正予算（第1号）。令和元年度東白川村下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,578万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年6月18日提出、東白川村長。

これも同じく2ページから6ページを省略させていただいて、7ページをごらんください。

2. 歳入。

3款1項1目繰越金、補正額48万6,000円の増。前年度繰越金です。収支のバランスをとらせていただきます。

8ページをごらんください。

3. 歳出。

2款1項1目施設維持管理費、補正額48万6,000円の増。説明をごらんください。工事請負費、施設整備工事費48万6,000円、平中集合型合併浄化槽の曝気スクリーン槽のスクリーンが故障しましたので、今回、交換をさせていただくものでございます。以上でございます。

○議長(樋口春市君)

診療所事務局長 河田孝君。

○国保診療所事務局長(河田 孝君)

議案第36号 令和元年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第2号)。令和元年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,419万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年6月18日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」の朗読と5ページ、6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきまして、7ページ、歳入から説明させていただきます。

2. 歳入。

6款1項1目繰越金、補正額24万1,000円。前年度繰越金でございます。収支のバランスをとるためのものでございます。

続きまして、8ページ、3. 歳出のほうでございますが、1款1項1目一般管理費6,000円の増額。これにつきましては、共済費、職員共済組合負担金6,000円の増額でございます。

次に、2款1項1目一般管理費23万5,000円の増額。これにつきましては、医業一般管理事業の人員費で職員手当等が18万4,000円の増、職員共済組合負担金が5万1,000円の増額でございます。以上でございます。

○議長(樋口春市君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一般会計の民生費のところにあります、ページは16ページになりますけれども、プレミアム商品券に対しての事業なんですけど、予算等に特別不満があるわけじゃないんですけれども、この場合のプレミアム商品券が補助金という形で商品券補助、それから発行支援補助金となっていますが、通常のプレミアム商品券は、確かに補助事業として商工会として補助金をいただいていると思えますけれども、この場合は委託のほうじゃないかと思うんですけど、ちょっとこれについて質問したいと思います。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 安江透雄君。

○保健福祉課長（安江透雄君）

これは節につきましては、前回のスーパープレミアム付商品券の節について上げさせていただきました。おっしゃられる商工会に事務を委託するのではないかということですが、前回の委託の場合も補助金として上げさせていただきましたので、事業が始まる前ですが、今回もこれで上げさせていただきました。

事業を進める上で国・県等から節については違うよという話があるときには、また組み替えさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

一般会計の6款2項2目の林業費の土地購入費100万についてお伺いしたいんですけれども、水資源の村有林の土地購入ということで計上されておりますけれども、前回のときも御説明いただいたんですけれども、ここに至る経緯と、それから今現状でかなり高額な値段が示されておりますので、ここら辺の値決めの基準か何かをもう一度御説明していただけると、質問です。よろしくお願いします。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

まず、経緯につきましては、今、尾城山のほうの村有林のところもサントリーさんと整備を進めておるところなんですけれども、あそこにサントリーさんと話し合いをしておったときに道を入れたいというような話が上がりまして、当然、登っていく道ですけれども、そのときに村有林の部分だけ

では勾配がきついというようなこともあって、じゃあ隣はどここの山かと調べたときに、陰地の〇〇〇さんの山であったというようなことです。サントリーさんのやられておる、そういった水源の森にふさわしい整備はされておらんということですが、そんなに手を入れなくてもいいだろうというような山でございます。そういった経緯から、じゃあ隣も購入できんかなというのが話の発端でございます。それで、〇〇〇さんのほうに伺ったときに、いいよというようなことでございました。

それと、購入費につきましては、あくまでも予算でありまして、この中に調査費があるわけなんですけれども、それで専門の業者さんをお願いしまして、一旦その山林の価格というのをちゃんと調査をした結果、金額を決めさせていただくと。あくまでも、この取得の見込み金額の100万というのは予算でありまして、それで合わせて180万、県のほうに申請をさせていただいておるというようなことでございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

今の説明で大体わかりましたですけれども、実は村民の方からの素朴な質問で、水源地という付加価値がついておれば、この同じような値段で買ってもらえるのかなというふうな問い合わせが1回ありました。そこら辺は私どもとしても答えようがないし、どういう基準があるのか、逆にこれは県単事業だからというふうなお答えをするのか、そこら辺の返答の仕方を、もしわかれば御返答いただきたいです。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

この場所については、まず水源であることというのが条件になってくるわけですが、今言いましたとおり、価格については、まだこれは調査を専門家の方に値段を、例えば土地家屋調査士みたいな方ですが、その方に入っていて、ちゃんとした価格を決めていただくというようなことで、あくまでもこの100万というのは予算でありまして、それで申請がしてあるということでございます。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

一般会計の12ページの2款1項5目、物件管理費のところでは先ほど説明がありました旧越原保育園前のバス待合所の修繕の話がされたんですが、これというのは濃飛の停留所なのか、スクールバ

スの停留所なのか、どちらでしたでしょうか。

○議長（樋口春市君）

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

濃飛については、停留所に濃飛の看板が、あそこは消防コミュニティセンターが濃飛の停留所になっておりまして、今、ここについてはスクールバスに乗る子が、普通は今の旧バス停の外におりますけど、雨等が降ったときはそこで待機しておると思いますので、スクールバスのほうに乗られる人の待機場所というふうに思っております。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

どちらもという答えが欲しかったんですけど、このバスを待つところを村の予算で修繕するということは、いろんなところにバスの停留所があると思うんですけども、そこも村の予算で直していただけるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（樋口春市君）

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

そのほかのバスの停留所のところがありますけれども、そのバスの停留所については、そこをつくったときの経緯といたしますか、村が建てたとか、その当時、そのときの地元なりで建てたという経緯がありますけれども、もしそこで今のようなことがあった場合は、修繕等の対応はしたいと思っています。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から議案第36号 令和元年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの5件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第32号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から議案第36号 令和元年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの5件は、原案のとおり可決されました。

◎発議第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第17、発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを議題とします。
本件について、趣旨説明を求めます。

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について。次の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。令和元年6月18日、提出者、今井美和、賛成者、今井美道、同じく賛成者、桂川一喜。東白川村議会議長 樋口春市様。

意見書を読ませていただきます。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、当村においても、文化会館改修事業（はなのき会館）の実施など生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃やたび重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和元年6月18日、東白川村議会議長樋口春市。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣宛てでございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（樋口春市君）

日程第18、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 今井美道君。

○議会運営委員長（今井美道君）

東白川村議会議長 樋口春市様。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

会期及び会期延長の取り扱いについて、会期中における会議日程について、議事日程について、一般質問の取り扱いについて、その他議会運営上必要と認められる事項、議長の諮問事項に関する調査について。

以上、申し出をいたします。

令和元年6月18日、議会運営委員会委員長 今井美道。

○議長（樋口春市君）

お諮りします。委員長の申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（樋口春市君）

本定例会に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定により、本定例会は本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和元年第2回東白川村議会定例会を閉会します。

午後2時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員